

大阪証券取引所とのデリバティブ市場の統合に伴う定款等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	8
3. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	11
4. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表（平成26年4月1日施行予定分）	35
5. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	36
6. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	67
7. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	68
8. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表（平成26年4月1日施行予定分）	69
9. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	70
10. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	71
11. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	105
12. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	106
13. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 (平成26年4月1日施行予定分)	108
14. 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を廃止する規則	109
15. 諮問委員会規則の一部改正新旧対照表	110
16. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	111
17. 取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新旧対照表	113
18. 取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新旧対照表	114
19. 取引参加者契約書（リモート取引参加者用）の一部改正新旧対照表	115
20. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	116
21. 取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表	126
22. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	128
23. 売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	158
24. 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	160
25. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	161
26. 仲介規則の一部改正新旧対照表	163
27. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	164
28. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	166
29. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	167
30. 約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新旧対照表	168
31. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部 改正新旧対照表	169

32. 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則等を廃止する 規則	185
--	-----

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
(商号) 第1条 <u>当社</u> は、株式会社東京証券取引所と称し、英文では、T o k y o S t o c k E x c h a n g e, I n c. と表示する。	(商号) 第1条 <u>当取引所</u> は、株式会社東京証券取引所と称し、英文では、T o k y o S t o c k E x c h a n g e, I n c. と表示する。
(目的) 第2条 <u>当社</u> は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 有価証券の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表及び <u>有価証券の売買</u> の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務	(目的) 第2条 <u>当取引所</u> は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 有価証券の売買 <u>又は市場デリバティブ取引</u> (以下「 <u>有価証券の売買等</u> 」という。)を行うための市場施設の提供、相場の公表及び <u>有価証券の売買等</u> の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務
(2) (略) 2 <u>当社</u> は、公益及び投資者保護に資するため、 <u>有価証券の売買</u> を公正かつ円滑ならしめることを旨として業務を営むものとする。	(2) (略) 2 <u>当取引所</u> は、公益及び投資者保護に資するため、 <u>有価証券の売買等</u> を公正かつ円滑ならしめることを旨として業務を営むものとする。
(本店の所在地) 第3条 <u>当社</u> は、本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 <u>当取引所</u> は、本店を東京都中央区に置く。
(公告方法) 第4条 <u>当社</u> の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 <u>当取引所</u> の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
(発行可能株式総数) 第5条 <u>当社</u> の発行可能株式総数は、 <u>920万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 <u>当取引所</u> の発行可能株式総数は、 <u>9,200,000株</u> とする。
(株券の不発行)	(株券の発行)

<p>第6条 <u>当社は、株式につき株券を発行しない。</u></p>	<p>第6条 <u>当取引所は、その株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第7条 <u>当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(譲渡制限)</p> <p>第7条 <u>譲渡による当取引所の株式の取得については、取締役会の承認を要する。</u></p>
<p>(名義書換)</p> <p>第8条 <u>株式の取得により名義書換を請求するには、株主及び株式の取得者が、共同して請求するものとし、所定の請求書を提出しなければならない。ただし、法令で定める手続きによる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(相続人等に対する売渡請求)</p> <p>第8条 <u>当取引所は、相続その他の一般承継により当取引所の株式を取得した者に対し、当該株式を当取引所に売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>(質権の登録及び信託財産の表示)</p> <p>第9条 <u>当社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。</u></p>	<p>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第9条 <u>当取引所は、当取引所の株式及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときには、その募集事項、株主に当該株式又は当該新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日を取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(株主の住所等の届出)</p> <p>第10条 <u>当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。</u></p> <p>2 前項の届出事項に変更があったときは、その事項につき同様とする。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当取引所が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。</u></p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 <u>当取引所の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。</u></p>

<p>(基準日)</p> <p>第12条 <u>当社</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 <u>当取引所</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社</u>は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当取引所</u>は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、<u>当社</u>の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、<u>当取引所</u>の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>2 前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当社</u>に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当取引所</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当社</u>は、取締役会を置く。</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当取引所</u>は、取締役会を置く。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 <u>当社</u>の取締役は、12名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 <u>当取引所</u>の取締役は、12名以内とする。</p>
<p>(代表取締役等)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第21条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>当社</u>の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事す</p>	<p>3 <u>当取引所</u>の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に</p>

ることができない。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれを招集し、議長となる。

(削る)

従事することができない。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長が在任しないとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役の責任免除等)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の責任免除等)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監

(取締役の責任免除等)

第27条 当取引所は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当取引所は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当取引所は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当取引所の監査役は、4名以内とする。

(監査役の責任免除等)

第37条 当取引所は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役

査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(諮問委員会)

第41条 当社に諮問委員会を設ける。

2 諮問委員会は、当社の開設する取引所金融商品市場 (以下「当社の市場」という。) の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

3 (略)

(取引所金融商品市場)

第42条 当社の市場においては、有価証券の売買を行う。

(削る)

(削る)

第43条 削除

(業務規程及び受託契約準則等)

(監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当取引所は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の設置)

第38条 当取引所は会計監査人を置く。

(諮問委員会)

第41条 当取引所に諮問委員会を設ける。

2 諮問委員会は、当取引所の市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

3 (略)

(取引所金融商品市場)

第42条 当取引所の開設する取引所金融商品市場 (以下「当取引所の市場」という。) においては、次に掲げる取引を行う。

(1) 有価証券の売買

(2) 市場デリバティブ取引

(市場デリバティブ取引のための標準物の設定)

第43条 当取引所は、市場デリバティブ取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができる。

(業務規程及び受託契約準則等)

<p>第44条 <u>当社</u>の市場における<u>有価証券の売買</u>に関する必要な事項は、業務規程をもって定める。</p>	<p>第44条 <u>当取引所</u>の市場における<u>有価証券の売買等</u>に関する必要な事項は、業務規程をもって定める。</p>
<p>2 取引参加者の<u>当社</u>の市場における<u>有価証券の売買</u>（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約は、受託契約準則をもって定める。</p>	<p>2 取引参加者の<u>当取引所</u>の市場における<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約は、受託契約準則をもって定める。</p>
<p>3 <u>当社</u>は、前2項のほか、<u>当社</u>の市場の運営上の必要に応じて、規則を定めることができる。</p>	<p>3 <u>当取引所</u>は、前2項のほか、<u>当取引所</u>の市場の運営上の必要に応じて、規則を定めることができる。</p>
<p>（取引参加者による法令諸規則等の遵守）</p>	<p>（取引参加者による法令諸規則等の遵守）</p>
<p>第45条 取引参加者は、金融商品取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、<u>当社</u>の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「<u>当社</u>の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。</p>	<p>第45条 取引参加者は、金融商品取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、<u>当取引所</u>の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「<u>当取引所</u>の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。</p>
<p>（取引参加者の調査）</p>	<p>（取引参加者の調査）</p>
<p>第46条 <u>当社</u>は、取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは<u>当社</u>の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な調査を行うことができる。</p>	<p>第46条 <u>当取引所</u>は、取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは<u>当取引所</u>の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な調査を行うことができる。</p>
<p>（取引参加者の処分）</p>	<p>（取引参加者の処分）</p>
<p>第47条 <u>当社</u>は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は<u>当社</u>の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、<u>当社</u>の市場における<u>有価証券の売買</u>若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停</p>	<p>第47条 <u>当取引所</u>は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は<u>当取引所</u>の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、<u>当取引所</u>の市場における<u>有価証券の売買等</u>若しくはその有価証券等清算取</p>

<p>止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。</p>	<p>次ぎの委託の停止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第48条 <u>当社</u>の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第48条 <u>当取引所</u>の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第49条 <u>当社</u>は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第49条 <u>当取引所</u>は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第50条 <u>当社</u>は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第50条 <u>当取引所</u>は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社</u>はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当取引所</u>はその支払義務を免れる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、当社が別に定める日から施行する。</p>	

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> に関して必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> に関して必要な事項を定める。
2 (略)	2 (略)
(取引参加者規程等) 第1条の3 (略)	(取引参加者規程等) 第1条の3 (略)
2 当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。	2 当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。
3・4 (略)	3・4 (略)
(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 (略)	(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 (略)
2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。	2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者 <u>(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者をいう。以下同じ。)</u> に通知する。
(公開買付期間中における自己買付け) 第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。	(公開買付期間中における自己買付け) 第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引 (外国金融商品市場において行わ	(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引 (外国金融商品市場において行わ

れる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。) に係る約定数値(当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。) の水準と指数との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引(これに準ずる取引で指数に係る法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

- a 売方指数先物取引(指数先物取引のうち現実数値(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。)が約定数値を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- c (略)

れる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。) に係る約定指数(当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。) の水準と指数との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引(これに準ずる取引で指数に係る法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

- a 売方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- c (略)

(10)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業等に関する内閣府令
(平成19年内閣府令第52号) 第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11)～(16) (略)

(10)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業等に関する内閣府令
(平成19年内閣府令第52号) 第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11)～(16) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者) 第2条 取引参加者は、総合取引参加者の <u>1種類</u> とする。	(取引参加者) 第2条 取引参加者は、総合取引参加者、 <u>現物取引参加者、国債先物等取引参加者、指數先物等取引参加者、有価証券オプション取引参加者</u> の <u>5種類</u> とする。
2 総合取引参加者とは、当取引所の市場において、 <u>有価証券の売買</u> （有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格を有する者をいう。	2 総合取引参加者とは、当取引所の市場において、 <u>有価証券の売買等</u> （有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「 <u>総合取引資格</u> 」という。）を有する者をいう。
(削る)	3 <u>現物取引参加者</u> とは、当取引所の市場において、 <u>有価証券の売買</u> （有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「 <u>現物取引資格</u> 」という。）を有する者をいう。
(削る)	4 <u>国債先物等取引参加者</u> とは、当取引所の市場における次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「 <u>国債先物等取引資格</u> 」という。）を有する者をいう。 (1) <u>国債証券先物取引</u> （国債証券の標準物に係る金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第1号に掲げる取引又は当該標準物の価格に係る同項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。） (2) <u>国債証券先物オプション取引</u> （法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち国債証券先物取引に係るもの）をいう。以下同じ。）
(削る)	5 <u>指數先物等取引参加者</u> とは、当取引所の市場における次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取

		引資格（以下「指数先物等取引資格」という。） を有する者をいう。
	(1)	指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るもの） をいう。以下同じ。）
	(2)	指数オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引（指数に係る取引に限る。）に係るもの） をいう。以下同じ。）
(削る)	6	有価証券オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの） をいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。） を行うための取引資格（以下「有価証券オプション取引資格」という。） を有する者をいう。
3	7	取引参加者は、同一種類の取引資格を二以上有することができない。
(削る)	8	総合取引参加者は、総合取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。
(削る)	9	現物取引参加者は、現物取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。
(当取引所の市場における有価証券の売買の態様)		(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)
第2条の2 清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。） を有する取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買を自らの名において行うものとする。		第2条の2 取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。） に係る当取引所の市場における有価証券の売買等（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。以下この条において同じ。）について は、自らの名においてこれを行うものとする。
2 清算資格を有しない取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買について、指定	2	取引参加者は、その有しない清算資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買

<p>清算参加者（第24条の4に定める指定清算参加者をいう。第5条において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。</p>	<p>等については、指定清算参加者（第24条の4に定める指定清算参加者をいう。第5条において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。</p>
<p>（公正な価格形成と円滑な流通の確保等）</p>	<p>（公正な価格形成と円滑な流通の確保等）</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>
<p>2 取引参加者は、当取引所の市場における<u>有価証券の売買</u>を重要な業務とする者でなければならない。</p>	<p>2 取引参加者は、当取引所の市場における<u>有価証券の売買等</u>を重要な業務とする者でなければならない。</p>
<p>（取引資格の取得の申請及び承認）</p>	<p>（取引資格の取得の申請及び承認）</p>
<p>第4条 取引資格を取得しようとする者は、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。</p>	<p>第4条 取引資格を取得しようとする者は、<u>取得しようとする取引資格の種類ごとに</u>、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。</p>
<p>2 当取引所は、次の各号に掲げる者であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。</p>	<p>2 当取引所は、次の各号に掲げる<u>取引資格の区分</u>に従い、当該各号に定める者であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。</p>
<p>（1） <u>金融商品取引業者</u>（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）</p>	<p>（1） <u>総合取引資格</u>、<u>現物取引資格</u>、<u>指数先物等取引資格</u>又は<u>有価証券オプション取引資格</u> 次のa又はbに該当する者</p>
<p>（2） <u>取引所取引許可業者</u></p>	<p>a <u>金融商品取引業者</u>（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次号において同じ。）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>b <u>取引所取引許可業者</u></p>
<p>4 当取引所は、第2項の規定に基づき<u>取引資格</u>の取得を承認した場合は各取引参加者に、その</p>	<p>（2） <u>国債先物等取引資格</u> 次のaからcまでのいずれかに該当する者</p>
<p></p>	<p>a <u>金融商品取引業者</u></p>
<p></p>	<p>b <u>取引所取引許可業者</u></p>
<p></p>	<p>c <u>登録金融機関</u></p>
<p>3 （略）</p>	
<p>4 当取引所は、第2項の規定に基づき<u>総合取引資格</u>の取得を承認した場合は各取引参加者に、</p>	

旨を通知する。

同項の規定に基づきそれ以外の取引資格の取得を承認した場合は各総合取引参加者及び当該取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

(取引資格の取得手続の履行)

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、清算資格を現に有しない場合はその取得手続（清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信認金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

2・3 (略)

4 取引資格の取得申請者（取引所取引許可業者に限る。）が取引参加者（取引所取引許可業者に限る。）の取引資格の喪失と同時に取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。

(削る)

5 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により事業を承継し、

(取引資格の取得手続の履行)

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有しないものの取得手続（当該清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信認金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

2・3 (略)

4 取引資格の取得申請者（取引所取引許可業者に限る。）が取引参加者（取引所取引許可業者に限る。）の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。

5 第1項の場合において、取引参加者が新たに取引資格を取得する場合は、現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって新たに取得する取引資格に係る信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

6 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により事業を承継し、

又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

6 (略)

(取引資格取得の日)

第6条 当取引所は、取引資格の取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第4条第3項の規定により当取引所が指定した期日に取引資格を付与する。

2・3 (略)

(連絡事務所)

第10条 取引参加者は、本店その他の営業所(取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所)で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。ただし、国内に事務所を有しないリモート取引参加者は、これに代えて、法第60条の2第1項に規定する国内における代表者の氏名及び住所を届け出るものとする。

(取消料の納入)

第11条の2 過誤のある注文により有価証券の売買が成立した場合において、当該売買の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売買の取消しに係る

又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

7 (略)

(取引資格取得の日)

第6条 当取引所は、取引資格の取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第4条第3項の規定により当取引所が指定した期日に当該申請に係る取引資格を付与する。

2・3 (略)

(連絡事務所)

第10条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主たる事務所(取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所)で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。ただし、国内に事務所を有しないリモート取引参加者は、これに代えて、法第60条の2第1項に規定する国内における代表者の氏名及び住所を届け出るものとする。

(取消料の納入)

第11条の2 過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売買等の取消し

取消料を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

(合併等について承認を受ける義務)

第16条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) (略)

(2) 分割による事業の一部の他の法人への承継（次条第9号に掲げるものを除く。）

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

(届出事項)

第17条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあっては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいい、取引所取引許可業者にあっては、取引所取引業務をいう。）の廃止

(2)～(8) (略)

(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもののうち、当取引所が別に定めるもの

(10)・(11) (略)

(12) 商号の変更（英文の商号の変更を含む。）

(13) (略)

に係る取消料を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

(合併等について承認を受ける義務)

第16条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) (略)

(2) 分割による事業 （登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。以下次条までにおいて同じ。） の一部の他の法人への承継（次条第9号に掲げるものを除く。）

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

(届出事項)

第17条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあっては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいい、取引所取引許可業者にあっては、取引所取引業務をいい、登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。）の廃止

(2)～(8) (略)

(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもののうち、当取引所が別に定めるもの（株式会社以外の者にあっては、これと同程度のもの）

(10)・(11) (略)

(12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）

(13) (略)

(取引参加者の調査)

第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当取引所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査を行う場合

(4) (略)

2 (略)

(受託に際しての調査義務)

第21条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他当取引所が定める事項を調査しなければならない。

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第22条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券

(取引参加者の調査)

第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査を行う場合

(4) (略)

2 (略)

(受託に際しての調査義務)

第21条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他当取引所が定める事項を調査しなければならない。

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第22条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券

の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(有価証券の売買の責任)

第23条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買について、一切の責めに任じなければならない。

(リモート取引参加者の受託の制限)

第23条の3 リモート取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。

2 リモート取引参加者は、外国に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受ける場合には、あらかじめ当取引所が定めるところにより申請し、当取引所の承認を受けなければならない。

3 (略)

(リモート取引参加者の義務等)

第23条の4 リモート取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならぬ。

(1) (略)

(2) 当取引所が適当と認める役職員以外の者に、当取引所市場における有価証券の売買に関する当取引所が定める行為を行わせないこと。

2 (略)

(非清算参加者の定義)

第24条の2 非清算参加者とは、清算資格を有しない取引参加者をいう。

3条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(有価証券の売買等の責任)

第23条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等について、一切の責めに任じなければならない。

(リモート取引参加者の受託の制限)

第23条の3 リモート取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、当取引所の市場における有価証券の売買等の委託を受けることはできない。

2 リモート取引参加者は、外国に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買等の委託を受ける場合には、あらかじめ当取引所が定めるところにより申請し、当取引所の承認を受けなければならない。

3 (略)

(リモート取引参加者の義務等)

第23条の4 リモート取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならぬ。

(1) (略)

(2) 当取引所が適当と認める役職員以外の者に、当取引所市場における有価証券の売買等に関する当取引所が定める行為を行わせないこと。

2 (略)

(非清算参加者の定義)

第24条の2 現物非清算参加者とは、現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有しな

	い総合取引参加者及び現物取引参加者をいう。
(削る)	<p>2 <u>国債先物等非清算参加者とは、国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び国債先物等取引参加者をいう。</u></p> <p>3 <u>指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者、指数先物等取引参加者及び有価証券オプション取引参加者をいう。</u></p> <p>4 <u>この規程においては、現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者及び指数先物等非清算参加者を総称して、非清算参加者という。</u></p>
(削る)	(清算受託契約の締結)
	<p>第24条の3 非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託に 関し、<u>他社清算参加者（清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</u></p>
(削る)	<p>第24条の3 現物非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託に 関し、<u>現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</u></p> <p>2 <u>国債先物等非清算参加者は、当取引所の市場における国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に 関し、国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者を いう。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければな らない。</u></p> <p>3 <u>指数先物等非清算参加者である総合取引参加 者は、当取引所の市場における指数先物取引、</u></p>
(削る)	

指数オプション取引及び有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、
指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(削る)

4 指数先物等非清算参加者である指数先物等取引参加者は、当取引所の市場における指数先物取引及び指数オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(削る)

5 指数先物等非清算参加者である有価証券オプション取引参加者は、当取引所の市場における有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める清算参加者との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(1) 現物清算資格を有しない場合

現物他社清算参加者及び指数先物等他社清算参加者

(2) 現物清算資格を有する場合

指数先物等他社清算参加者

(削る)

6 第2項の規定にかかわらず、国債先物等非清算参加者である総合取引参加者は、当取引所の承認を受けた場合は、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し清算受託契約を締結することを要しない。この場合においては、当該総合取引参加者は、これらの取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができない。

(削る)

7 前項の規定は、指数先物等非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合

において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引」と読み替えるものとする。

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 非清算参加者は、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の清算受託契約の相手方である他社清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

(削る)

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

(取引資格の喪失申請)

第25条 取引参加者が取引資格を喪失しようとするときは、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の喪失の申請を行わなければならない。

(喪失申請者の有価証券の売買の停止等の措置)

第26条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当取引所の市場における有価証券の

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、国債先物等他社清算参加者又は指数先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2 前条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承認を受けて清算受託契約を締結しない場合の当該清算資格の種類に係る取引については、前項の規定は適用しない。

3 非清算参加者は、第1項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

(取引資格の喪失申請)

第25条 取引参加者が取引資格を喪失しようとするときは、喪失しようとする取引資格の種類ごとに、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の喪失の申請を行わなければならない。

(喪失申請者の有価証券の売買等の停止等の措置)

第26条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当該取引資格の種類に係る当取引所

売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者は、清算・決済規程第56条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（喪失申請者の合併等の場合における売買等）

第27条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、取引資格を取得する者又は取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

（取引資格の喪失の承認）

第28条 （略）

2 当取引所は、取引資格の喪失の承認をした場合は各取引参加者に、その旨を通知する。

（取引資格の喪失の際の手続）

第29条 当取引所は、取引参加者（リモート取

の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者は、清算・決済規程第56条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（喪失申請者の合併等の場合における売買等）

第27条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

（取引資格の喪失の承認）

第28条 （略）

2 当取引所は、総合取引資格の喪失の承認をした場合は各取引参加者に、それ以外の取引資格の喪失を承認した場合は各総合取引参加者及び当該取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

（取引資格の喪失の際の手続）

第29条 当取引所は、取引参加者（リモート取

引参加者を除く。次項において同じ。) が取引資格を喪失 (取消しによる喪失を含む。以下同じ。) したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失 (取引参加者に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還) について公告を行うものとする。

2～4 (略)

5 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第5項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。

6 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手続を行わなければならない。

(取引資格を喪失した場合における売買等)

第31条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第57条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買 (有価証券等清算取次ぎによるものを除く。) 又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第34条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に定める処

引参加者を除く。次項において同じ。) が取引資格を喪失 (取消しによる喪失を含む。以下同じ。) したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失 (取引参加者 (当該取引資格の種類に係る有価証券の売買等につき受託業務を行わない者を除く。) に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還) について公告を行うものとする。

2～4 (略)

5 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第4項 (取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。) 及び第5条第5項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。

6 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、当該取引資格に係る取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手続を行わなければならない。

(取引資格を喪失した場合における売買等)

第31条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第57条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等 (有価証券等清算取次ぎによるものを除く。) 又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第34条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に定める処

分を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する当取引所との契約を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 当取引所に納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、当取引所が定めるところにより納入又は預託しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 第19条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第44条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(7) 第17条の規定による届出若しくは第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(8) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である

分を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する当取引所との契約を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 当取引所に納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、当取引所が定めるところにより納入又は預託しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 第19条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第44条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(7) 第17条の規定による届出若しくは第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(8) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である

場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第39条において同じ。)、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

場合には外国金融商品取引法令、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関である場合には銀行法（昭和56年法律第59号）及びその関係法令（以下「銀行法令」という。）、外国銀行である場合には銀行法令、外国銀行法令又は外国金融商品取引法令、保険会社である場合には保険業法（平成7年法律第105号）及びその関係法令（以下「保険業法令」という。）を含む。以下この条及び第39条において同じ。)、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（取引参加者に対する処置）

第35条 当取引所は、取引参加者が次の各号の

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前各項の規定による処分において、過怠金の賦課と当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（取引参加者に対する処置）

第35条 当取引所は、取引参加者が次の各号の

いずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

（1）～（3）（略）

2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

（1） 資本金の額又は純財産額が3億円を下回ったとき。

（2）（略）

（3）（略）

（削る）

（削る）

いずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

（1）～（3）（略）

2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

（1） 資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）又は純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）が3億円を下回ったとき。

（2）（略）

（2）の2（略）

（3） 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合で当取引所が必要と認めるとき）。

a 単体又は連結普通株式等Tier1比率（農林中央金庫にあっては、単体又は連結普通出資等Tier1比率）が2.25パーセントを下回ったとき。

b 単体又は連結Tier1比率が3パーセントを下回ったとき。

c 単体又は連結総自己資本比率が4パーセントを下回ったとき。

（3）の2 国際統一基準行、農林中央金庫、

株式会社商工組合中央金庫、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき。

(削る)

(4) 取引所取引許可業者について、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が第2号に定める水準と同程度まで悪化したと当取引所が認めたとき。

(5) (略)

3 当取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

4 当取引所は、取引参加者が第17条第1号に掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合又は同条第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合（リモート取引参加者にあっては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合）において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

5 前2項の規定により当取引所の市場における

(4) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。

(5) 取引所取引許可業者について、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が第2号及び前3号に定める水準と同程度まで悪化したと当取引所が認めたとき。

(6) (略)

3 当取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

4 当取引所は、取引参加者が第17条第1号に掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合又は同条第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合（リモート取引参加者にあっては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合）において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

5 前2項の規定により当取引所の市場における

有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

第36条 削除

有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引資格が形骸化した場合の措置)

第36条 当取引所は、取引参加者が次の各号に該当することとなった場合には、当該取引参加者の取引資格の取消しを行う。

(1) 最近3事業年度において、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行っていない場合（当該取引資格の取得日から3事業年度が経過していない場合を除く。）

(2) 当取引所の市場における有価証券の売買等を行うために必要な取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない場合

(有価証券の売買等の停止等の処置の解除)

第37条 第35条の規定により、期間を定めないで有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その処置の解除を申請することができる。

2 (略)

3 第35条の規定により、期間を定めないで有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託

第37条 第35条の規定により、期間を定めないで有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その処置の解除を申請することができる。

2 (略)

3 第35条の規定により、期間を定めないで有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委

の停止を受けた取引参加者が、その処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、当取引所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第39条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

(清算資格の取消し等を受けた取引参加者の有価証券の売買の停止又は制限)

第39条の2 当取引所は、取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）の停止又は制限を行う。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買を行うことができる。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受け

託の停止を受けた取引参加者が、その処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、当取引所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第39条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

(清算資格の取消し等を受けた取引参加者の有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第39条の2 当取引所は、取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受け

た場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

- 第39条の3 当取引所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の当取引所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。
- 2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第59条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

- 第39条の4 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

- 2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項

た場合における非清算参加者の有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

- 第39条の3 当取引所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。
- 2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第59条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

- 第39条の4 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（第24条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしていない場合及び指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。）においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託（当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、有価証券オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。）を停止する。
- 2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項

の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第39条の5 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2・3 (略)

(処分、処置又は措置の通知等)

第40条 当取引所は、この章の規定（第39条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を取引参加者に対して行ったときは、各取引参加者にその旨を通知する。

2 当取引所がこの章の規定に基づき取引参加者

の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券オプション取引、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券オプション取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第39条の5 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託（当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、有価証券オプション取引又は有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。）を停止する。

2・3 (略)

(処分、処置又は措置の通知等)

第40条 当取引所は、この章の規定（第39条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を、総合取引参加者に対して行ったときは各取引参加者に、総合取引参加者以外の取引参加者に対して行ったときは各総合取引参加者及び当該取引参加者と同種の取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

2 当取引所がこの章の規定に基づき取引参加者

に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その旨をその店頭等に表示しなければならない。

（仲介）

第44条 有価証券の売買及び有価証券の貸借その他の取引に関して取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、当取引所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、当取引所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

2・3 (略)

（自主規制業務の委託）

第44条の2 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

（1）・（2） (略)

（3） 取引参加者が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買の内容の審査

（4） (略)

2・3 (略)

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第46条 有価証券の売買に係る有価証券等清算

に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その旨をその店頭等に表示しなければならない。

（仲介）

第44条 有価証券の売買等及び有価証券の貸借その他の取引に関して取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、当取引所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、当取引所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

2・3 (略)

（自主規制業務の委託）

第44条の2 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

（1）・（2） (略)

（3） 取引参加者が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査

（4） (略)

2・3 (略)

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第46条 有価証券の売買等に係る有価証券等清

取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなして第3条、第23条及び第23条の2の規定を適用する。

算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなして第3条、第23条及び第23条の2の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現物取引参加者である者は、施行日において、新たに第2条第2項に定める取引資格を取得するものとする。
- 4 前項の規定により、現物取引参加者が取引資格を取得する場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しないこととする。
- 5 第3項の規定により、現物取引参加者が取引資格を取得する場合には、現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取得する取引資格に係る信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。
- 6 施行日の前日に国債先物等取引参加者である者のうち、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪取引所」という。）の取引参加者規程平成26年3月24日改正付則第6項により大阪取引所の国債先物等取引資格を取得する者（以下「大阪取引所国債先物等取引参加者」という。）が、施行日の前日において当取引所に預託している信認金及び取引参加者保証金は、当取引所が、

当該者に代わって、次の各号に定めるところに従い、大阪取引所に預託する。

(1) 信認金

施行日に預託する。

(2) 取引参加者保証金

施行日の属する月の翌月の25日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に預託する。

- 7 前項の規定により、当取引所が大阪取引所国債先物等取引参加者に代わって信認金及び取引参加者保証金を大阪取引所に預託した場合は、当該取引参加者は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を当取引所に対して請求することができないものとする。
- 8 第2項から前項までの規定のほか、施行日における取扱いその他必要な事項については、当取引所がその都度定める。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(自主規制業務の委託) 第44条の2 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、 <u>日本取引所自主規制法人</u> （以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。 (1)～(4) (略) 2・3 (略)	(自主規制業務の委託) 第44条の2 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、 <u>東京証券取引所自主規制法人</u> （以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。 (1)～(4) (略) 2・3 (略)
付 則 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。	

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、業務規程第1条の3第2項の規定に基づき、当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> に係る清算及び決済に関する必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規程は、業務規程第1条の3第2項の規定に基づき、当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> に係る清算及び決済に関する必要な事項を定める。
2 (略)	2 (略)
(用語の意義) 第2条 (略)	(用語の意義) 第2条 (略)
(削る)	2 <u>この規程において使用する有価証券オプション取引</u> （金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの）に係る用語（有価証券の売買について使用する用語を除く。）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「有価証券オプション特例」という。）において定めるところによるものとする。
(削る)	3 <u>この規程において使用する国債証券先物取引</u> （国債証券の標準物に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引又は当該標準物の価格に係る同項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物特例」という。）において定めるところによるものとする。
(削る)	4 <u>この規程において使用する国債証券先物オプション取引</u> （法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち国債証券先物取引に係るもの）をい

う。以下同じ。)に係る用語(国債証券先物取引について使用する用語を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「国債証券先物オプション特例」という。)において定めるところによるものとする。

(削る)

5 この規程において使用する指数先物取引(法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るもの)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数先物特例」という。)において定めるところによるものとする。

(削る)

6 この規程において使用する指数オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(指数に係る取引に限る。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数オプション特例」という。)において定めるところによるものとする。

(金融商品債務引受業を行う者の指定)

第3条 当取引所は、当取引所の市場において成立した有価証券の売買に関し、金融商品債務引受業を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。

(清算参加者の決済)

第4条 当取引所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(清算資

(金融商品債務引受業を行う者の指定)

第3条 当取引所は、当取引所の市場において成立した有価証券の売買等に関し、金融商品債務引受業を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。

(清算参加者の決済)

第4条 当取引所の市場において成立した有価証券の売買等の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(清算

格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）とクリアリング機構との間で行う。

第3章（略）

第1節 株券等の売買に係る決済

（削る）

（受渡期限）

第5条 非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第1項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券（国債証券を除く。以下この款において同じ。）の売買について、クリアリング機構が定める決済期限までの指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した他社清算参加者（清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。

（DVP決済を利用する場合の受渡し）

第5条の2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、非清算参加者と指定清算参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を

資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）とクリアリング機構との間で行う。

第3章（略）

第1節 有価証券の売買に係る決済

第1款 株券等の売買に係る決済

（受渡期限）

第5条 現物非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第1項に規定する現物非清算参加者をいう。以下同じ。）は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券（国債証券を除く。以下この款において同じ。）の売買について、クリアリング機構が定める決済期限までの指定現物清算参加者（当該現物非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

（DVP決済を利用する場合の受渡し）

第5条の2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、現物非清算参加者と指定現物清算参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を

利用する場合には、非清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済期限（有価証券の引渡しについては、合意に際して指定清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済期限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

- 2 非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。

（決済のために授受する金銭及び有価証券）

第6条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために非清算参加者と指定清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

（1） 普通取引、発行日決済取引、立会外分売に係る売買及びT o S T N e T 特例第8条第2号に規定する日に決済を行うT o S T N e T 取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る決済

決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

（2） 当日決済取引及びT o S T N e T 特例第8条第1号に規定する日に決済を行うT o S T N e T 取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）の決済

決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

P決済を利用する場合には、現物非清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済期限（有価証券の引渡しについては、合意に際して指定現物清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済期限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

- 2 現物非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。

（決済のために授受する金銭及び有価証券）

第6条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために現物非清算参加者と指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

（1） 普通取引、発行日決済取引、立会外分売に係る売買及びT o S T N e T 特例第8条第2号に規定する日に決済を行うT o S T N e T 取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る決済

決済日を同一とする同一現物非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

（2） 当日決済取引及びT o S T N e T 特例第8条第1号に規定する日に決済を行うT o S T N e T 取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）の決済

決済日を同一とする同一現物非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(引渡有価証券)

第8条 指定清算参加者に出資証券の有価証券等清算取次ぎの委託をした非清算参加者である取引参加者が、その決済のために引き渡す出資証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者である取引参加者は、他の券種の出資証券を引き渡すことができる。

3 指定清算参加者に機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券の有価証券等清算取次ぎの委託をした非清算参加者が、その決済のために引き渡す有価証券は、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものでなければならない。

(有価証券の決済の繰延べ)

第12条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを得ない事由によって第5条に規定する受渡期限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に繰り延べることができる。

(発行日決済取引の約定値段と清算値段との差額の支払い)

第14条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、約定値段と売買契約締結の日の清算値段とを比較

(引渡有価証券)

第8条 指定現物清算参加者に出資証券の有価証券等清算取次ぎの委託をした現物非清算参加者である取引参加者が、その決済のために引き渡す出資証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売買の決済において、指定現物清算参加者が同意した場合には、現物非清算参加者である取引参加者は、他の券種の出資証券を引き渡すことができる。

3 指定現物清算参加者に機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券の有価証券等清算取次ぎの委託をした現物非清算参加者が、その決済のために引き渡す有価証券は、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものでなければならない。

(有価証券の決済の繰延べ)

第12条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを得ない事由によって第5条に規定する受渡期限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定現物清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に繰り延べることができる。

(発行日決済取引の約定値段と清算値段との差額の支払い)

第14条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、約定値段と売買契約締結の日の清算値段とを比較

して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付するものとする。

(発行日決済取引の清算値段間の差額の支払い)

第15条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、当該日の清算値段と前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付するものとする。

(発行日決済取引の売買証拠金)

第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買

を比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定現物清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う現物非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に交付するものとする。

(発行日決済取引の清算値段間の差額の支払い)

第15条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、当該日の清算値段と前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定現物清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う現物非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に交付するものとする。

(発行日決済取引の売買証拠金)

第17条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日の正午までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出

証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 (略)

第2節 国債証券の売買に係る決済

(受渡時限)

第18条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買（国債証券先物取引を除き、過誤訂正等のための売買を含む。次条において同じ。）について、クリアリング機構の定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、売付国債証券又は買付代金を指定清算参加者に交付するものとする。

(国債証券の決済の繰延べ)

第19条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買について前条に規定する受渡時限までに国債証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該国債証券の引渡しをその翌日以降の日に繰り延べることができる。

(削る)

第20条から第53条まで 削除

した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 (略)

第2款 国債証券の売買に係る決済

(受渡時限)

第18条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買（国債証券先物取引を除き、過誤訂正等のための売買を含む。次条において同じ。）について、クリアリング機構の定める決済時限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、売付国債証券又は買付代金を指定現物清算参加者に交付するものとする。

(国債証券の決済の繰延べ)

第19条 現物非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買について前条に規定する受渡時限までに国債証券の引渡しを行うことができない場合において、指定現物清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該国債証券の引渡しをその翌日以降の日に繰り延べることができる。

第2節 有価証券オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第20条 指数先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第3項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、有価証券オプション取引の各銘柄について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価

証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者（当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）の指定する时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(取引代金の授受)

(削る)

第21条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）が成立したときは、その取引代金を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

(削る)

第22条 有価証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に規定するオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。）を上回っている場合

(2) 有価証券コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を下回っている場合

3 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないと当取引所が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。

4 指数先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当取引所は、クリアリング

機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

5 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定指数先物等清算参加者と異なる者を指定している指数先物等非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

（権利行使の割当てに関する通知）

(削る)

第23条 清算取次売建玉につき、クリアリング機構が、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該割当てに係る内容の通知を受けるものとする。

2 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定指数先物等清算参加者と異なる者を指定している指数先物等非清算参加者は、清算取次売建玉につき、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを受けた場合には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

（権利行使による有価証券の売買の取扱い）

(削る)

第24条 有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものと、指数先物等非清算参加者を現物非清算参加者とそれぞれみなして、この規程を適用する（指数先物等非清算参加者が現物清算資格を有する場合を除く。）。

2 有価証券オプション取引における権利行使に

より成立する対象有価証券の売買が指数先物等清算資格を有する現物非清算参加者の売建玉又は買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

3 前2項の規定における対象有価証券の売買に係るこの規程の適用については、これを普通取引とみなす。

(決済のために授受する金銭及び有価証券の特例)

(削る)

第25条 第6条の規定にかかわらず、有価証券オプション特例第4条第2項に規定する有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における清算取次ぎ売建玉又は清算取次ぎ買建玉に係る権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために指数先物等非清算参加者が指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の有価証券等清算取次ぎに係る売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を上回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付指数先物等非清算参加者であるときはaに規定する買付代金を、当該売買に係る売付指数先物等非清算参加者であるときはbに規定する金銭及びcに規定する有価証券を交付するものとする。

a 権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付代金（最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量に権利行使価格を乗じた額（円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。）に、

当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額。次号において同じ。)

b 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量から当該対象有価証券の売買単位の整数倍の数量を差し引いた数量で当該売買単位に満たない数量（以下この条において「売買単位未満数量」という。）にオプション清算値段を乗じた額（円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。次号において同じ。）に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額に相当する金銭

c 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量から売買単位未満数量を差し引いた数量に当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した数量の有価証券

(2) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を下回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付指數先物等非清算参加者であるときは a に規定する買付代金を、当該売買に係る売付指數先物等非清算参加者であるときは b に規定する金銭を交付するものとする。

a 権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付代金

b 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量にオプション清算値段を乗じて得た額に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額に相当する金銭

2 前項第1号b及び第2号bの規定により授受する金銭の額は、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売方指數先物等非清算参

加者であるときは、第6条第1号に規定する総買付代金に、当該売買に係る買方指数先物等非清算参加者であるときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

3 前2項の規定は、指数先物等清算資格を有する現物非清算参加者が権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量について準用する。この場合において、第1項中「清算取次売建玉又は清算取次買建玉」とあるのは「売建玉又は買建玉」と、前2項中「指数先物等非清算参加者」とあるのは「現物非清算参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(削る)

第3節 国債証券先物取引に係る決済

(転売又は買戻し)

(削る)

第26条 国債先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、国債証券先物取引の各限月取引について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定国債先物等清算参加者（当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより国

債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(国債証券先物取引の清算値段)

(削る)

第27条 国債証券先物取引の清算値段は、クリアリング機構が、国債証券先物取引の清算値段として定める値段とする。

(約定値段と清算値段との差額の授受)

(削る)

第28条 国債先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券先物取引(過誤訂正等のための売買を含む。以下同じ。)について、約定値段と当該売買契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に交付しなければならない。

(清算値段間の差額の授受)

(削る)

第29条 国債先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券先物取引について、当該取引日の清算値段と前取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加

者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に交付しなければならない。

(削る)

第30条 削除

(経過利子の取扱い)

(削る)

第31条 国債先物等非清算参加者がラージ取引において受渡決済を行う場合における経過利子（国債証券先物特例第23条に規定する経過利子をいう。以下この節において同じ。）の取扱いは、当該国債先物等非清算参加者から指定国債先物等清算参加者への申告に基づき、課税扱い又は非課税扱いにより取り扱うものとする。ただし、非課税扱いの申告をした国債先物等非清算参加者のうち、クリアリング機構が指定した国債先物等非清算参加者については、当該国債先物等非清算参加者の経過利子の全部又は一部を課税扱いとする。

2 国債先物等非清算参加者は、当取引所の定めるところにより、前項に規定する経過利子の取扱いについて、指定国債先物等清算参加者がラージ取引における受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。

(削る)

第32条 削除

(受渡決済のために授受する国債証券及び金銭)

(削る)

第33条 ラージ取引における受渡決済のために国債先物等非清算参加者が指定国債先物等清算参加者との間で授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 国債証券の数量は、第31条第1項の規定による経過利子の課税扱い又は非課税扱いごとの最終清算取次売建玉と最終清算取次買建玉の差引数量

(2) 金銭の額は、前号に規定する国債証券の差引数量に係る受渡適格銘柄の受渡決済代金の額

(受渡決済の受渡時限)

(削る)

第34条 国債先物等非清算参加者は、ラージ取引における受渡決済については、クリアリング機構が定める決済時限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、売付国債又は買付代金を指定国債先物等清算参加者に交付するものとする。

(決済物件の組合せ)

(削る)

第35条 ラージ取引における受渡決済に係る決済物件は、渡方国債先物等非清算参加者の選択により、受渡適格銘柄ごとに売買単位の整数倍で組み合わせができるものとする。

(決済物件の申告)

(削る)

第36条 渡方国債先物等非清算参加者は、ラージ取引における受渡決済に供する銘柄及び数量を、指定国債先物等清算参加者が受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。

(受渡決済に係る決済の繰延べ)

(削る)

第37条 国債先物等非清算参加者は、ラージ取引における受渡決済について第34条に規定する受渡決済に係る受渡時限までに国債証券の引渡しを行うことができない場合において、指定国債先物等清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該受渡決済

に係る国債証券の引渡しをその翌日以降の日に繰り延べることができる。

(最終決済に伴う金銭の授受)

(削る)

第37条の2 国債先物等非清算参加者は、ミニ取引における最終決済において、最終清算値段と取引最終日の清算値段とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を最終決済期日において、国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に交付しなければならない。

(削る)

第4節 国債証券先物オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

(削る)

第38条 国債先物等非清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより国債先物非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(削る)

(権利行使の申告)

第39条 国債証券先物オプション取引（過誤訂

正等のための取引を含む。以下同じ。）の清算
取次買建玉についての権利行使は、国債先物等
非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数
量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算に
によるものとに区分してクリアリング機構が定め
る期限までの指定国債先物等清算参加者が定め
る期限までに指定国債先物等清算参加者に申告
することにより行うものとする。ただし、クリ
アリング機構が定めるところにより国債先物等
非清算参加者がクリアリング機構に対して当該
申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使期間満了の日において次の各号に定
める場合に該当する銘柄については、当該日の
前項の期限までに権利行使の申告が行われない
ときであっても、当該権利行使の申告が行われ
たものとみなす。ただし、当該銘柄について、
国債先物等非清算参加者が当該期限までに権利
行使を行わない旨の申告を行った場合には、こ
の限りでない。

(1) 国債証券先物プットオプションについ
ては、権利行使価格が権利行使期間満了の日
に終了する取引日における権利行使対象先物
限月取引の清算値段を上回っている場合

(2) 国債証券先物コールオプションについ
ては、権利行使価格が権利行使期間満了の日
に終了する取引日における権利行使対象先物
限月取引の清算値段を下回っている場合

3 売買システムの稼働に支障が生じた場合その
他やむを得ない事由により、前項本文の規定に
より権利行使の申告が行われたものとみなすこと
が適当でないと当取引所が認めるときは、同
項本文の規定は適用しないものとする。

4 国債先物等非清算参加者が第1項に定める権

利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

（権利行使の割当てに関する通知）

（削る）

第40条 清算取次売建玉につき、クリアリング機構が、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該割当てに係る内容の通知を受けるものとする。

（清算取次売建玉又は清算取次買建玉の権利行使による国債証券先物取引の取扱い）

（削る）

第41条 国債証券先物オプション取引における権利行使により成立する国債証券先物取引が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する国債証券先物取引は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

（取引代金の授受）

（削る）

第42条 国債先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券先物オプション取引が成立したときは、その取引代金を、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

（削る）

第5節 指数先物取引に係る決済

(転売又は買戻し)

(削る)

第43条 指数先物等非清算参加者は、指数先物取引の各限月取引について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者が定める时限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(指数先物取引の清算指数)

(削る)

第44条 指数先物取引の清算指数は、クリアリング機構が指数先物取引の清算指数として定める指数とする。

(約定指数と清算指数との差に相当する金銭の授受)

(削る)

第45条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）について、約定指数と当該取引契約締結を行った取引日の清算指数とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定

指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(清算指数間の差に相当する金銭の授受)

(削る)

第46条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について、当該日の清算指数と前取引日の清算指数とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

(削る)

第47条 指数先物等非清算参加者は、指数先物取引における最終決済において、最終清算指数と取引最終日の清算指数とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を最終決済期日において、指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(削る)

第6節 指数オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

(削る)

第48条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻し

の別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指數先物等清算参加者が定める時限までに指定指數先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指數先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 指數先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(取引代金の授受)

(削る)

第49条 指數先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指數オプション取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)が成立したときは、その取引代金を、指定指數先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指數先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定指數先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指數先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

(削る)

第50条 指數オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指數先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指數先物取引等清算参加者が定める時限までに指定指數先物取引等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指數先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申

告を行った場合には、この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者は、権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

(1) 指数プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算指数の数値以下である場合

(2) 指数コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算指数の数値以上である場合

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 指数プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算指数の数値を上回っている場合

(2) 指数コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算指数の数値を下回っている場合

4 指数先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

（権利行使の割当てに関する通知）

（削る）

第51条 清算取次売建玉につき、クリアリング機構が、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを行った場合には、当取引

所は、クリアリング機構から当該割当てに係る内容の通知を受けるものとする。

(清算取次売建玉又は清算取次買建玉の権利行使による取引の取扱い)

(削る)

第51条の2 指数オプション取引における権利行使により成立する取引が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する取引は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

(削る)

第52条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引において清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使が行われたときは、権利行使価格とその日のオプション清算指数との差に相当する金銭を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

第4章 削除

第4章 取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

(削る)

第53条 有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第54条 非清算参加者である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買とする。

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

第55条 取引参加者規程第24条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買とする。

2 前項の規定は、清算参加者が非清算参加者となる場合において、取引参加者規程第24条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。

第2節 有価証券の売買の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の場合の未決済取引の取扱い

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第54条 非清算参加者 (取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。) である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの (当該清算資格に係るものに限る。) は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買等とする。

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

第55条 取引参加者規程第24条の4第3項の規定に基づき指定清算参加者 (同条第1項に規定する指定清算参加者をいう。以下同じ。) を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買等で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買等とする。

2 前項の規定は、清算参加者が非清算参加者となる場合において、取引参加者規程第24条の4第3項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買等で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。

第2節 有価証券の売買等の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の場合の未決済取引の取扱い

(取引資格の喪失を申請したことにより有価証券の売買の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第56条 当取引所は、取引参加者規程第26条第1項の規定により、有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。以下この節において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止したときは、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

(取引資格を喪失した者の未決済の有価証券の売買の決済)

第57条 取引資格を喪失した者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないと認めるときは、当取引所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、当取引所が必要と認めた場合には、当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 当取引所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わ

(取引資格の喪失を申請したことにより有価証券の売買等の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第56条 当取引所は、取引参加者規程第26条第1項の規定により、有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。以下この節において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止したときは、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

(取引資格を喪失した者の未決済の有価証券の売買等の決済)

第57条 取引資格を喪失した者の当該取引資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないと認めるときは、当取引所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、当取引所が必要と認めた場合には、当該取引資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 当取引所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わ

せることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(支払不能による有価証券の売買の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第58条 当取引所は、取引参加者に対して、取引参加者規程第35条第3項又は第4項の規定により当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を行った場合又は同第39条の2の規定により有価証券の売買の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第59条 当取引所は、非清算参加者である取引参加者に対し、取引参加者規程第39条の3の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及

せることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(支払不能による有価証券の売買等の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第58条 当取引所は、取引参加者に対して、取引参加者規程第35条第3項又は第4項の規定により当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を行った場合又は同第39条の2の規定により有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第59条 当取引所は、非清算参加者である取引参加者に対し、取引参加者規程第39条の3の規定により、有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券の売買等

びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(当取引所の市場における有価証券の売買の停止又は制限を受けた取引参加者に対する措置)

第60条 当取引所が取引参加者規程に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合（第56条、第58条又は前条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該取引参加者は、当取引所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

(削る)

(削る)

又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(当取引所の市場における有価証券の売買等の停止又は制限を受けた取引参加者に対する措置)

第60条 当取引所が取引参加者規程に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合（第56条、第58条又は前条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該取引参加者は、当取引所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

第2節の2 ポジション保有状況の改善指示が行われた場合等の未決済約定の引継ぎ

(取引参加者がポジション保有状況の改善指示を受けた場合等の未決済約定の引継ぎ)

第60条の2 取引参加者は、クリアリング機構からクリアリング機構の業務方法書第29条の3の規定に基づくポジション保有状況の改善指示（当該取引参加者が非清算参加者である場合には、当該取引参加者の指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定による要請）を受けた場合には、クリアリング機構（当該取引参加者が非清算参加者

である場合には指定清算参加者)の承認及び他の取引参加者の承諾を受けて、当該他の取引参加者に、先物・オプション取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定が顧客の委託に基づくものであるときは、当該取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

(削る)

第3節 会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第61条 削除

第61条 取引参加者は、他の取引参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、取引資格を喪失しないときは、当取引所の承認を受けて、当該他の取引参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る先物・オプション取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

(天災地変等の場合における非常措置)

第62条 当取引所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく当取引所の市場における有価証券の売買に係る非清算参加者の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて

第62条 当取引所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく当取引所の市場における有価証券の売買等に係る非清算参加者の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改

<p>定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>めて定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p>	<p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p>
<p>第63条 当取引所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引につき、その対象株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該対象株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日決済取引に係る<u>非清算参加者</u>の決済について決済物件若しくは決済期日の変更又は売買契約の解消に関する措置を行うことができる。</p>	<p>第63条 当取引所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引につき、その対象株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該対象株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日決済取引に係る<u>現物非清算参加者</u>の決済について決済物件若しくは決済期日の変更又は売買契約の解消に関する措置を行うことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(国債証券先物取引の決済物件の変更等)</p>
<p>第64条 当取引所は、建玉の状況等から有価証券等清算取次ぎの委託に基づくラージ取引に係る<u>国債先物等非清算参加者</u>の受渡決済が困難であると認める場合は、当該ラージ取引の決済物件の変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。</p>	<p>第64条 当取引所は、建玉の状況等から有価証券等清算取次ぎの委託に基づくラージ取引に係る<u>国債先物等非清算参加者</u>の受渡決済が困難であると認める場合は、当該ラージ取引の決済物件の変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。</p>
<p>(有価証券の売買の清算及び決済に関する必要事項の決定)</p>	<p>(有価証券の売買等の清算及び決済に関する必要事項の決定)</p>
<p>第64条 当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の市場における<u>有価証券の売買</u>の清算及び決済について必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。</p>	<p>第65条 当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の市場における<u>有価証券の売買等</u>の清算及び決済について必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、</p>	

売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者 <u>（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者をいう。以下同じ。）</u> が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。	

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)	(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)
第415条 (略)	第415条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)	4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)
付 則	
1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。	

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自主規制業務の委託)</p> <p>第3条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、<u>日本取引所自主規制法人</u>（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>(自主規制業務の委託)</p> <p>第3条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、<u>東京証券取引所自主規制法人</u>（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。	(目的) 第1条 株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。
2 (略)	2 (略)
(遵守義務) 第2条 顧客及び取引参加者は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。	(遵守義務) 第2条 顧客及び取引参加者 <u>（取引所の総合取引参加者及び現物取引参加者をいう。以下同じ。）</u> は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。
付 則	
1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。	

T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この特例は、T o S T N e T市場（当取引所の市場のうち、立会市場（当取引所の市場のうち、売買立会による有価証券の売買を行う市場をいう。）以外の市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買及び有価証券の売買（有価証券清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。	(目的) 第1条 この特例は、T o S T N e T市場（当取引所の市場のうち、立会市場（当取引所の市場のうち、売買立会による有価証券の売買 <u>及び立会による市場デリバティブ取引</u> を行う市場をいう。）以外の市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買及び <u>市場デリバティブ取引並びに</u> 有価証券の売買（有価証券清算取次ぎを除く。） <u>及び市場デリバティブ取引（有価証券清算取次ぎを除く。）</u> の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。
(T o S T N e T取引の定義) 第2条 この特例においてT o S T N e T取引とは、次章に定めるところに従って行うT o S T N e T市場における有価証券の売買をいう。	(T o S T N e T取引の定義) 第2条 この特例においてT o S T N e T取引とは、次章 <u>以下</u> に定めるところに従って行うT o S T N e T市場における有価証券の売買 <u>及び市場デリバティブ取引</u> をいう。
(T o S T N e T取引の方法) 第7条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。	(T o S T N e T取引の方法) 第7条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者 <u>（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者をいう。以下この章において同じ。）</u> が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(削る)

第3章 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(削る)

第1節 総則

(削る)

(この章の目的)

第33条 国債証券先物取引に係るT o S T N e T取引（以下「国債証券先物T o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物特例」という。）の定めるところによる。

(削る)

第34条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

第2節 業務規程の特例

(削る)

(国債証券先物T o S T N e T取引の方法)

第35条 国債証券先物T o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下この章及び第6章において同じ。）が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要

な事項は当取引所がその都度定める。

(呼値)

(削る)

第36条 取引参加者は、国債証券先物T o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（国債証券先物T o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 国債証券先物T o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 国債証券先物T o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(国債証券先物T o S T N e T取引の取引時間)

(削る)

第37条 国債証券先物T o S T N e T取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 午前8時20分から午後3時15分まで

(2) 午後3時25分から11時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(国債証券先物T o S T N e T取引に係る取引契約の締結)

(削る)

第38条 国債証券先物T o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼

値と当該呼値と対当させるために行われた呼値
とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成
立させる。

(約定値段の公表)

(削る)

第39条 当取引所は、国債証券先物T o S T N
e T取引が成立したときは、当取引所が定める
ところにより、その約定値段を公表する。

(国債証券先物T o S T N e T取引の一時中
断)

(削る)

第40条 当取引所は、国債証券先物特例第11
条各項の規定により立会による国債証券先物取
引を一時中断した場合には、当該国債証券先物
取引について立会による取引を一時中断してい
る間、当該国債証券先物T o S T N e T取引を
一時中断する。

(国債証券先物T o S T N e T取引の停止)

(削る)

第41条 当取引所は、次の各号に掲げる場合に
は、当取引所が定めるところにより、国債証券
先物T o S T N e T取引を停止することができ
る。

(1) 国債証券先物特例第12条の規定によ
り、立会による国債証券先物取引の停止が行
われた場合

(2) 国債証券先物T o S T N e T取引の状
況に異常があると認める場合又はそのおそれ
があると認める場合その他取引管理上国債証
券先物T o S T N e T取引を継続して行わせ
ることが適当でないと認める場合

(3) 国債証券先物T o S T N e T取引に係
る当取引所の施設に支障が生じた場合等にお
いて取引を継続して行わせることが困難であ
ると認める場合

(国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための取引)

(削る)

第42条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って国債証券先物 T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適當と認める値段により、自己がその相手方となつて執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

(削る)

第43条 国債証券先物特例第4条の2、第4条の3、第6条の3及び第8条の規定は、国債証券先物 T o S T N e T 取引について準用する。

2 T o S T N e T 市場においては、国債証券先物特例第3条の2及び第7条の2の規定は適用しない。

(削る)

第3節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

(削る)

第44条 顧客が国債証券先物 T o S T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

(1) 銘柄及び限月取引

(2) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別

(3) T o S T N e T 取引により行おうとする旨

(4) 数量

- (5) 値段
(6) 取引時間
(7) 委託注文の有効期間

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第2号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

(削る)

第45条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物T o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る国債証券先物T o S T N e T取引である旨
(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物T o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認す

るためには必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

(取引再開時における委託注文の効力)

(削る)

第46条 委託注文は、第44条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が国債証券先物T o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

(削る)

第47条 第44条の規定にかかわらず、ギブアップに係る国債証券先物T o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る国債証券先物T o S T N e T取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した国債証券先物T o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第2号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第44条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物T o S T N e T取引に係る同条第1項第2号に掲げる事項

の指示について準用する。

(削る)

第4節 雜則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

(削る)

第48条 国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券先物 T o S T N e T 取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

(削る)

第4章 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(削る)

第1節 総則

(この章の目的)

(削る)

第49条 指数先物取引に係る T o S T N e T 取引（以下「指数先物 T o S T N e T 取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

(削る)

第50条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

第2節 業務規程の特例

(指数先物 T o S T N e T 取引の方法)

(削る)

第51条 指数先物 T o S T N e T 取引について

は、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下この章及び第7章において同じ。）が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるとときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(呼値)

(削る)

第52条 取引参加者は、指数先物T o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（指数先物T o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 指数先物T o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 指数先物T o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(指数先物T o S T N e T取引の取引時間)

(削る)

第53条 指数先物T o S T N e T取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 午前8時20分から午後4時まで

(2) 午後4時20分から11時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要

があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(指数先物 T o S T N e T 取引に係る取引契約の締結)

(削る)

第54条 指数先物 T o S T N e T 取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

(約定指数の公表)

(削る)

第55条 当取引所は、指数先物 T o S T N e T 取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定指数を公表する。

(指数先物 T o S T N e T 取引の一時中断)

(削る)

第56条 当取引所は、指数先物特例第14条の2の規定により立会による指数先物取引を一時中断した場合には、当該指数先物取引について立会による取引を一時中断している間、当該指数先物 T o S T N e T 取引を一時中断する。

(指数先物 T o S T N e T 取引の停止)

(削る)

第57条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、指数先物 T o S T N e T 取引を停止することができる。

(1) 指数先物特例第15条の規定により、立会による指数先物取引の停止が行われた場合

(2) 指数先物 T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上指数先物 T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(3) 指数先物 T o S T N e T 取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(指数先物 T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための取引)

(削る)

第 5 8 条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って指数先物 T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となつて執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従つて執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

(削る)

第 5 9 条 指数先物特例第 6 条、第 7 条、第 10 条の 3 及び第 12 条の規定は、指数先物 T o S T N e T 取引について準用する。

2 T o S T N e T 市場においては、指数先物特例第 4 条の 2 及び第 11 条の 2 の規定は適用しない。

(削る)

第 3 節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

(削る)

第 6 0 条 顧客が指数先物 T o S T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

(1) 取引対象指数及び限月取引

- (2) 東証株価指数先物取引にあっては、ラージ取引又はミニ取引の別
- (3) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (4) T o S T N e T 取引により行おうとする旨
- (5) 数量
- (6) 値段
- (7) 取引時間
- (8) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第3号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

(削る)

第61条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る指数先物T o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る指数先物T o S T N

e T取引である旨

(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称

(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する指數先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するためには必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

(取引再開時における委託注文の効力)

(削る)

第 6 2 条 委託注文は、第 6 0 条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が指數先物 T o S T N e T 取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

(削る)

第 6 3 条 第 6 0 条の規定にかかわらず、ギブアップに係る指數先物 T o S T N e T 取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る指數先物 T o S T N e T 取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分までの当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した指數先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けに係る同条第 1 項第 3 号に掲げる

事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該期限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第60条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する指数先物T o S T N e T取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項の指示について準用する。

(削る)

第4節 雜則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

(削る)

第64条 指数先物T o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該指数先物T o S T N e T取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

(削る)

第5章 有価証券オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(削る)

第1節 総則

(この章の目的)

(削る)

第65条 有価証券オプション取引に係るT o S T N e T取引（以下「有価証券オプションT o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「有価証券オプション特例」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

(削る)

第66条 この章において使用する用語の意義に

については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

第2節 業務規程の特例

(有価証券オプションT o S T N e T取引の方
法)

(削る)

第67条 有価証券オプションT o S T N e T取
引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼
働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由
により取引参加者（取引参加者規程第2条第2
項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に
規定する有価証券オプション取引参加者をい
う。以下この章において同じ。）が売買システ
ムによる取引を行うことができない場合におい
て、当取引所が必要と認めるときは、売買시스
テムによる取引以外の取引により行うことがで
きる。この場合において、当該取引に関し必要
な事項は当取引所がその都度定める。

(呼値)

(削る)

第68条 取引参加者は、有価証券オプションT
o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値
(有価証券オプションT o S T N e T取引の当
事者となるためになす値段の意思表示をいう。
以下この章において同じ。)を行わなければな
らない。この場合において、取引参加者は、当
該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算
によるものかの別を、当取引所に対し明らかに
しなければならない。

2 有価証券オプションT o S T N e T取引の呼
値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置か
ら入力する方法による呼値によるものとする。

3 有価証券オプションT o S T N e T取引の呼

値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(有価証券オプションT o S T N e T取引の取引時間)

(削る)

第69条 有価証券オプションT o S T N e T取引の取引時間は、午前8時20分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(有価証券オプションT o S T N e T取引に係る取引契約の締結)

(削る)

第70条 有価証券オプションT o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

(約定値段の公表)

(削る)

第71条 当取引所は、有価証券オプションT o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(削る)

第72条 削除

(有価証券オプションT o S T N e T取引の停止)

(削る)

第73条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券オプションT o S T N e T取引を停止することができる。

- (1) 対象有価証券について、第19条の規定によりT o S T N e T取引に係る売買の停止が行われた場合又は国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれに相当する措置が行われた場合
- (2) 有価証券オプション特例第19条の規定により、立会による有価証券オプション取引の停止が行われた場合
- (3) 有価証券オプションT o S T N e T取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上有価証券オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (4) 有価証券オプションT o S T N e T取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(有価証券オプションT o S T N e T取引に係る過誤訂正等のための取引)

(削る)

第74条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って有価証券オプションT o S T N e T取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

(削る)

第75条 有価証券オプション特例第10条、第11条、第14条の2及び第16条の規定は、
有価証券オプションT o S T N e T取引について準用する。

2 T o S T N e T市場においては、有価証券オプション特例第8条及び第15条の4の規定は適用しない。

(削る)

第3節 受託契約準則の特例

(削る)

(委託の際の指示事項等)

第76条 顧客が有価証券オプションT o S T N e T取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 対象有価証券
- (2) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションの別
- (3) 限月取引
- (4) 権利行使価格
- (5) 前4号に掲げる事項を同一とする銘柄が複数ある場合には、最小単位の権利行使により成立する対象株券の売買に係る数量（次条において「対象株券の売買単位等」という。）
- (6) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (7) T o S T N e T取引により行おうとする旨
- (8) 数量
- (9) 値段
- (10) 取引時間
- (11) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該

事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第6号に掲げる事項の指示を取引が成立した日の午後4時30分までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

(削る)

第77条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引である旨
(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する有価証券オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した日の午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

(取引再開時における委託注文の効力)

(削る)

第78条 委託注文は、第76条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が有価証券オプションT o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

(削る)

第79条 第76条の規定にかかわらず、ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引が成立した日の午後4時30分までの当該清算執行取引参加者の指定する时限までに、新たに発生した有価証券オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第6号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第76条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する有価証券オプションT o S T N e T取引に係る同条第1項第6号に掲げる事項の指示について準用する。

(削る)

第4節 雜則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

(削る)

第80条 有価証券オプションT o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有

価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券オプションT o S T N e T取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

(削る)

第6章 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(削る)

第1節 総則

(この章の目的)

(削る)

第81条 国債証券先物オプション取引に係るT o S T N e T取引（以下「国債証券先物オプションT o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物オプション特例」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

(削る)

第82条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

第2節 業務規程の特例

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の方法)

(削る)

第83条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が

必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(呼値)

(削る)

第84条 取引参加者は、国債証券先物オプションT o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（国債証券先物オプションT o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の取引時間)

(削る)

第85条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 午前8時20分から午後3時15分まで

(2) 午後3時25分から11時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、

あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(国債証券先物オプションT o S T N e Tに係る取引契約の締結)

(削る)

第86条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

(約定値段の公表)

(削る)

第87条 当取引所は、国債証券先物オプションT o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の一時中断)

(削る)

第88条 当取引所は、国債証券先物オプション特例第17条の2の規定により立会による国債証券先物オプション取引を一時中断した場合には、当該国債証券先物オプション取引について立会による取引を一時中断している間、当該国債証券先物オプションT o S T N e T取引を一時中断する。

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の停止)

(削る)

第89条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、国債証券先物オプションT o S T N e T取引を停止することができる。

(1) 国債証券先物オプション特例第18条の規定により、立会による国債証券先物オプション取引の停止が行われた場合

(2) 国債証券先物オプションT o S T N e

T取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上国債証券先物オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(3) 国債証券先物オプションT o S T N e T取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引に係る過誤訂正等のための取引)

(削る)

第90条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って国債証券先物オプションT o S T N e T取引を執行することができなかったときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自分がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

(削る)

第91条 国債証券先物オプション特例第9条、第10条、第13条の2及び第15条の規定は、国債証券先物オプションT o S T N e T取引について準用する。

2 T o S T N e T市場においては、国債証券先物オプション特例第7条の2及び第14条の4の規定は適用しない。

(削る)

第3節 受託契約準則の特例

(削る)

(委託の際の指示事項等)

第92条 顧客が国債証券先物オプションT o S

T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄
- (2) 国債証券先物プットオプション又は国債証券先物コールオプションの別
- (3) 限月取引
- (4) 権利行使価格
- (5) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (6) T o S T N e T 取引により行おうとする旨
- (7) 数量
- (8) 値段
- (9) 取引時間
- (10) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第5号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買

付けの指示を行ったものとみなす。

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

(削る)

第93条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物オプションT o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係る国債証券先物オプションT o S T N e T取引である旨

(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称

(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後4時までの注文執行取引参加者の指定する时限までに行うことができる。

(取引再開時における委託注文の効力)

(削る)

第94条 委託注文は、第92条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が国債証券先物オプションT o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

(削る)

第95条 第92条の規定にかかわらず、ギブアップに係る国債証券先物オプションT o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る国債証券先物オプションT o S T N e T取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの当該清算執行取引参加者の指定する时限までに、新たに発生した国債証券先物オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第5号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第92条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物オプションT o S T N e T取引に係る同条第1項第5号に掲げる事項の指示について準用する。

(削る)

第4節 雜則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

(削る)

第96条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券先物オプションT o S T N e T取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

(削る)

第7章 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(削る)

第1節 総則

(この章の目的)

(削る)

第97条 指数オプション取引に係るT o S T N e T取引（以下「指数オプションT o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）の定めるところによる。

（用語の意義）

(削る)

第98条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

第2節 業務規程の特例

（指数オプションT o S T N e T取引の方法）

(削る)

第99条 指数オプションT o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

（呼値）

(削る)

第100条 取引参加者は、指数オプションT o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（指数オプションT o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が

顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 指数オプションT o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 指数オプションT o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(指数オプションT o S T N e T取引の取引時間)

(削る)

第101条 指数オプションT o S T N e T取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 午前8時20分から午後4時まで

(2) 午後4時20分から11時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(指数オプションT o S T N e T取引に係る取引契約の締結)

(削る)

第102条 指数オプションT o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

(約定値段の公表)

(削る)

第103条 当取引所は、指数オプションT o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(指数オプションT o S T N e T取引の一時中断)

(削る)

第104条 当取引所は、指数オプション特例第17条の2の規定により立会による指数オプション取引を一時中断した場合には、当該指数オプション取引について立会による取引を一時中断している間、当該指数オプションT o S T N e T取引を一時中断する。

(指数オプションT o S T N e T取引の停止)

(削る)

第105条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、指数オプションT o S T N e T取引を停止することができる。

(1) 指数オプション特例第18条の規定により、立会による指数オプション取引の停止が行われた場合

(2) 指数オプションT o S T N e T取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上指数オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(3) 指数オプションT o S T N e T取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において指数オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(指数オプションT o S T N e T取引に係る過誤訂正等のための取引)

(削る)

第106条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って指数オプションT o S T N e T取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付

けを、当取引所が適當と認める値段により、自己がその相手方となつて執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従つて執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

(削る)

第107条 指数オプション特例第8条、第9条、第13条の2及び第15条の規定は、指数オプションT o S T N e T取引について準用する。

2 T o S T N e T市場においては、指数オプション特例第6条の2及び第14条の4の規定は適用しない。

(削る)

第3節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

(削る)

第108条 顧客が指数オプションT o S T N e T取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 取引対象指数
- (2) 指数プットオプション又は指数コールオプションの別
- (3) 限月取引
- (4) 権利行使価格
- (5) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (6) T o S T N e T取引により行おうとする旨
- (7) 数量
- (8) 値段
- (9) 取引時間
- (10) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第5号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

(削る)

第109条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引である旨

(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称

(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する指数オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するため必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同

項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

(取引再開時における委託注文の効力)

(削る)

第110条 委託注文は、第108条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が指数オプションT o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

(削る)

第111条 第108条の規定にかかわらず、ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分までの当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した指数オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第5号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第108条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する指数オプションT o S T N e T取引に係る同条第1項第5号に掲げる事項の指示について準用する。

(削る)

第4節 雜則

(削る)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第112条 指数オプションT o S T N e T取引
に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価
証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該
指数オプションT o S T N e T取引を行う者と
みなして第2節の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当取引所の市場における<u>機構非取扱有価証券</u> <u>の売買</u>の態様)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(当取引所の市場における<u>機構非取扱有価証券</u> <u>の売買等</u>の態様)</p> <p>第3条 (略)</p>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)	(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)
第129条 (略)	第129条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)	3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)
(発行者等の情報に係る照会事項の報告及び開示)	(発行者等の情報に係る照会事項の報告及び開示)
第218条 (略)	第218条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者等の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)	3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。 (1) 当取引所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における <u>有価証券の売買等</u> の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者等の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。） (2) (略)
付 則	
1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。	

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、
売買システムの稼働に支障が生じた場合その他
やむを得ない事由により、平成26年3月24
日に施行することが適当でないと当取引所が認
める場合には、当該日以後の当取引所が定める
日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自主規制業務の委託)</p> <p>第4条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、<u>日本取引所自主規制法人</u>（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(自主規制業務の委託)</p> <p>第4条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、<u>東京証券取引所自主規制法人</u>（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	

国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (2) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則
- (3) 先物・オプション取引口座設定約諾書
- (4) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (5) 有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例
- (6) 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (7) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

付 則

- 1 この規則は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適當でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。
- 3 次の各号に掲げる規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に取引最終日を迎える限月取引については、適用しない。
 - (1) 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第24条
 - (2) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条
 - (3) 有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第31条
 - (4) 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第6条
 - (5) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第30条
- 4 前2項の規定のほか、施行日における取扱いその他必要な事項については、当取引所がその都度定める。

諮問委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(諮問事項等)	(諮問事項等)
第3条 市場運営委員会は、次に掲げる事項のうちの重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。	第3条 市場運営委員会は、次に掲げる事項のうちの重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>有価証券の売買並びにその清算、決済及び受託に関する制度の改正に関する事項</u>	(3) <u>有価証券の売買等並びにその清算、決済及び受託に関する制度の改正に関する事項</u>
(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。	

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則</u> (<u>有価証券の売買又はその受託に関する規制措置</u>) 第1条 業務規程第65条の規定に基づき、当取引所が <u>有価証券の売買</u> 又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。	<u>有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則</u> (<u>有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置</u>) 第1条 業務規程第65条、 <u>国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第43条、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第38条、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第48条、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第43条並びに指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第47条の規定に基づき、当取引所が<u>有価証券の売買等</u>又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</u>
(1)～(6) (略) (削る)	(1)～(6) (略) <u>(7) 国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引</u> （以下「 <u>先物・オプション取引</u> 」という。）の証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項
	<u>a 証拠金又は取引証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ</u> <u>b 証拠金若しくは取引証拠金の額の引上げ又は当該証拠金若しくは当該取引証拠金の有価証券をもってする代用の制限</u> <u>c 証拠金又は取引証拠金を有価証券をもつて代用する場合の代用価格の計算において、時価に乘すべき率の引下げ</u>

(削る)

(削る)

(7) 顧客の委託に基づく売付有価証券又は買付代金の決済日前における預託の受入れ

(8) (略)

(9) (略)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第3条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(8) 先物・オプション取引の売付け又は買付けの制限又は禁止

(9) 先物・オプション取引の総売建玉又は総買建玉の制限

(10) 顧客の委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金又はオプション取引の買付けに係る取引代金の決済日前における預託の受入れ

(11) (略)

(12) (略)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第3条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>取引参加者</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p>	<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>（取引参加者の種類名）</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>取引参加者</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 6. (略)</p>	<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>（取引参加者の種類名）</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 6. (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引参加者契約書（リモート取引参加者用）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>取引参加者</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 7. (略)</p>	<p>当 は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>（取引参加者の種類名）</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3. ~ 7. (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引資格の取得申請) 第2条 規程第4条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。 (削る) <u>(1)</u> 商号 (英文の商号を含む。) <u>(2)</u> 本店その他の営業所の所在地 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し (委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。) (3) 取引資格の取得申請者が <u>清算資格</u> (規程第2条の2第1項に規定する清算資格をいう。) を取得しない場合にあっては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面 (4) 事業報告書 (特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を含む。)	(取引資格の取得申請) 第2条 規程第4条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。 <u>(1)</u> 取得しようとする取引資格の種類 <u>(2)</u> 商号又は名称 (英文の商号又は名称を含む。) <u>(3)</u> 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の所在地 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し (委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの) (3) 取引資格の取得申請者が <u>取得しようとする取引資格の種類</u> に係る清算資格のうち現に有しないものを取得しない場合 (総合取引資格の取得申請者にあっては、すべての清算資格を取得する場合以外の場合) にあっては、清算受託契約 (規程第24条の3第5項から第7項までの規定により、清算受託契約の締結を要しないこととされているものを除く。) を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面 (4) <u>金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあっては事業報告書</u> (特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の3第1項に

<p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>基づく事業報告書を含む。)、<u>登録金融機関</u>にあっては単体又は連結の業務報告書</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第4項及び<u>第5項</u>に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。</p>	<p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第4項及び<u>第6項</u>に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。</p>
<p>(取引参加者証)</p> <p>第3条 規程第6条第2項に規定する取引参加者証は、商号その他の所定の事項を記載したものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取引参加者証)</p> <p>第3条 規程第6条第2項に規定する取引参加者証は、商号又は名称その他の所定の事項を記載したものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(合併等の通知)</p> <p>第6条 規程第16条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。</p>	<p>(合併等の通知)</p> <p>第6条 規程第16条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会<u>(株式会社以外の者にあっては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。)</u>の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。</p>

(1) (略)

(2) 規程第16条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当取引所の市場における有価証券の売買の業務の見込み

b (略)

(3) (略)

(合併等の承認申請)

第7条 規程第16条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 商号（英文の商号を含む。）

(2)～(5) (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し(委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)

(3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）

(4)～(7) (略)

(報告事項)

第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(2)の2 (略)

(1) (略)

(2) 規程第16条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当取引所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み

b (略)

(3) (略)

(合併等の承認申請)

第7条 規程第16条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(2)～(5) (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し(委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの)

(3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいい、株式会社以外の者にあっては、これに準ずるものをいう。）

(4)～(7) (略)

(報告事項)

第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 業務（金融商品取引業者にあっては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務に限る。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(6)の2 (略)

(7) 純財産額が3億円を下回ったとき。

(8) 定款の変更（商号の変更（英文の商号の変更を含む。）の場合を除く。）があったとき。

(8)の2 (略)

(9) 資本金の額の変更に関する取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行ったとき（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関する決議又は決定を行ったとき。）。

(9)の2 (略)

(10) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。

(3) 業務（金融商品取引業者にあっては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいい、登録金融機関にあっては登録金融機関業務に限る。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(6)の2 (略)

(7) 純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額とする。）が3億円を下回ったとき。

(8) 定款の変更（商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）の場合を除く。）があったとき。

(8)の2 (略)

(9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額をいう。以下同じ。）の変更に関する取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）又は理事会決議を行ったとき（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関する決議又は決定を行ったとき。）。

(9)の2 (略)

(10) 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。

a 金融商品取引業者

自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。

b 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

次の(a)から(c)までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき）。

(a) 単体又は連結普通株式等T i e r 1比率（農林中央金庫にあっては、単体又は

(10) の 2 ~ (11) の 2 (略)

(12) 法令 (取引所取引許可業者にあっては、外国金融商品取引法令を含む。以下この号において同じ。) の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき (外国法人である金融商品取引業者にあっては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)。

(12) の 2 ~ (13) (略)

(14) 法令 (外国法人にあっては、外国金融商品取引法令を含む。) の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判

連結普通出資等 T i e r 1 比率) が 2. 2 5 パーセントを下回ったとき。

(b) 単体又は連結 T i e r 1 比率が 3 パーセントを下回ったとき。

(c) 単体又は連結総自己資本比率が 4 パーセントを下回ったとき。

c 国際統一基準行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関

海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 2 パーセントを下回ったとき。

d 保険会社

単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 100 パーセントを下回ったとき。

(10) の 2 ~ (11) の 2 (略)

(12) 法令 (取引所取引許可業者にあっては、外国金融商品取引法令を含む。以下この号において同じ。) の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき (外国法人である金融商品取引業者にあっては、外国金融商品取引法令の規定により、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関にあっては、銀行法令の規定により、外国銀行にあっては、銀行法令、外国銀行法令又は外国金融商品取引法令の規定により、保険会社にあっては保険業法令の規定により、処分又は処罰を受けたときを含む。)。

(12) の 2 ~ (13) (略)

(14) 法令 (外国法人である金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあっては、外国金融商品取引法令を含む。) の違反に係る

決等があったとき（上訴の場合を含む。）。

(14)の2 当取引所の市場における有価証券の売買に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15)・(16) (略)

(17) 役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(17)の2 (略)

(18) 主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号ヘに該当することとなった事実を知ったとき）。

(18)の2～(20) (略)

(21) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき。

(22)～(22)の3 (略)

(23) 事業報告書を作成したとき（特別金

刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。

(14)の2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15)・(16) (略)

(17) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の役員にあっては、役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては、銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあっては、銀行法令、外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあっては、保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

(17)の2 (略)

(18) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号ヘに該当することとなった事実を知ったとき）。

(18)の2～(20) (略)

(21) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき（当該取引参加者が、総合取引参加者又は現物取引参加者である場合に限る。）。

(22)～(22)の3 (略)

(23) 金融商品取引業者又は取引所取引許

融商品取引業者にあっては、法第 57 条の 3 第 1 項に基づく事業報告書を作成したときを含む。）。

（23）の2（略）

（24）金融商品取引業者にあっては、業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第 57 条の 4 に基づく説明書類を作成したときを含む。）。

（24）の2・（25）（略）

（26）本店その他の営業所を変更したとき。

（26）の2（略）

（26）の3 当取引所の市場における有価証券の売買に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。

（26）の4～（27）（略）

（取引参加者の調査）

第 11 条の 2 取引参加者は、当該取引参加者がその子会社又は親会社である外国証券業者（外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。以下同じ。）から有価証券の売買を受託した場合（他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。）において、当取引所が、規程第 19 条第 1 項第 3 号の調査において、違反行為が行われた疑いが強いため必要があると認めて、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買に係る当

可業者にあっては、事業報告書を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第 57 条の 3 第 1 項に基づく事業報告書を作成したときを含む。）、登録金融機関にあっては、単体又は連結の業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき。

（23）の2（略）

（24）金融商品取引業者にあっては、業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第 57 条の 4 に基づく説明書類を作成したときを含む。）、登録金融機関にあっては、単体又は連結の業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

（24）の2・（25）（略）

（26）本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。

（26）の2（略）

（26）の3 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。

（26）の4～（27）（略）

（取引参加者の調査）

第 11 条の 2 取引参加者は、当該取引参加者がその子会社又は親会社である外国証券業者（外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。以下同じ。）から有価証券の売買等を受託した場合（他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。）において、当取引所が、規程第 19 条第 1 項第 3 号の調査において、違反行為が行われた疑いが強いため必要があると認めて、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当

該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況（当該有価証券の売買が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況）その他の事項について、報告又は資料の提出を請求したときは、正当な事由がないのにこれを拒んではならない。この場合において、当取引所は、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。

2～4 (略)

(広告に関する規制)

第12条 規程第20条の規定に基づき、取引参加者は、次の各号に掲げる広告を行ってはならないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 広告の内容が誇大のもの又は投資家の誤解を招くおそれのあるもの（リモート取引参加者にあっては、広告の内容が日本に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受けることが可能であると誤解を招くおそれのあるものを含む。）

(削る)

(受託業務の承認申請)

当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況（当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況）その他の事項について、報告又は資料の提出を請求したときは、正当な事由がないのにこれを拒んではならない。この場合において、当取引所は、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。

2～4 (略)

(広告に関する規制)

第12条 規程第20条の規定に基づき、総合取引参加者は、次の各号に掲げる広告を行ってはならないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 広告の内容が誇大のもの又は投資家の誤解を招くおそれのあるもの（リモート取引参加者にあっては、広告の内容が日本に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買等の委託を受けることが可能であると誤解を招くおそれのあるものを含む。）

2 前項の規定は、現物取引参加者が有価証券の売買に関する広告を行う場合、国債先物等取引参加者が国債証券先物取引若しくは国債証券先物オプション取引に関する広告を行う場合、指數先物等取引参加者が指數先物取引若しくは指數オプション取引に関する広告を行う場合又は有価証券オプション取引参加者が有価証券オプション取引に関する広告を行う場合について、それぞれ準用する。

(受託業務の承認申請)

<p>第12条の2 規程第23条の3第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>	<p>第12条の2 規程第23条の3第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>
<p>(1) 商号（英文の商号を含む。）</p>	<p>(1) <u>商号又は名称</u>（英文の商号又は名称を含む。）</p>
<p>(2) • (3) (略)</p>	<p>(2) • (3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(取引資格の喪失申請)</p>	<p>(取引資格の喪失申請)</p>
<p>第13条 規程第25条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>	<p>第13条 規程第25条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(1) <u>喪失しようとする取引資格の種類</u></p>
<p><u>(1)</u> 商号（英文の商号を含む。）</p>	<p><u>(2)</u> <u>商号又は名称</u>（英文の商号又は名称を含む。）</p>
<p><u>(2)</u> 本店の所在地</p>	<p><u>(3)</u> 本店<u>又は主たる事務所</u>の所在地</p>
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を<u>含む</u>。）</p>	<p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を<u>含み、株式会社以外の者</u>にあっては、これらに準ずるもの）</p>
<p>(2) • (3) (略)</p>	<p>(2) • (3) (略)</p>
<p>(4) <u>有価証券の売買</u>又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面</p>	<p>(4) <u>有価証券の売買</u>等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面</p>
<p>(5) • (6) (略)</p>	<p>(5) • (6) (略)</p>
<p>(取引資格の喪失に係る手続料)</p>	<p>(取引資格の喪失に係る手続料)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、規程第5条第5項に規定する場合は、取引資格の喪失に係る手続料の納入を要しない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、<u>取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合又は規程第5条第6項に規定する場合</u>は、取引資格の喪失に係る手続料の納入を要しない。</p>
<p>(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)</p>	<p>(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)</p>
<p>第14条の2 規程第33条の2第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>	<p>第14条の2 規程第33条の2第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p>
<p>(1) 商号 (英文の商号を含む。)</p> <p>(2) • (3) (略)</p>	<p>(1) 商号<u>又は</u>名称 (英文の商号<u>又は</u>名称を含む。)</p> <p>(2) • (3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他の公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 純財産額が<u>5億円</u>以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。</p> <p>(c) • (d) (略)</p> <p>b 取引所取引許可業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 純財産額が<u>5億円</u>以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他の公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 純財産額が<u>10億円</u>以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。</p> <p>(c) • (d) (略)</p> <p>b 取引所取引許可業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 純財産額が<u>10億円</u>以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。</p> <p>(c) (略)</p> <p><u>c 登録金融機関</u></p> <p>(a) <u>資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円以上であること。</u></p> <p>(b) <u>純資産額が10億円以上であり、かつ、資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）を上回っていること。</u></p> <p>(c) <u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる</u></p>

場合に該当していること)。

イ 単体又は連結普通株式等 Tier 1

比率(農林中央金庫にあっては、単体
又は連結普通出資等 Tier 1 比率)
が 4.5 パーセントを上回っているこ
と。

ロ 単体又は連結 Tier 1 比率が 6 パ
ーセントを上回っていること。

ハ 単体又は連結総自己資本比率が 8 パ
ーセントを上回っていること。

(d) 国際統一基準行、農林中央金庫、
株式会社商工組合中央金庫、外国銀行及
び保険会社以外の登録金融機関にあって
は、海外事業拠点を有する場合は国際統
一基準に係る単体又は連結自己資本比率
が 8 パーセントを、海外事業拠点を有し
ない場合は国内基準に係る単体又は連結
自己資本比率が 4 パーセントを上回って
いること。

(e) 保険会社にあっては、単体又は連
結ソルベンシー・マージン比率が 400
パーセントを上回っていること。

(3) (略)

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 26 年 3 月 24 日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(入会金) 第2条 取引参加者規程第5条第2項に規定する入会金の額は、 <u>1億円</u> （取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合は <u>1,000万円</u> ）とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。	(入会金) 第2条 取引参加者規程第5条第2項に規定する入会金の額は、 <u>次の各号に定める額</u> （取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合は、 <u>次の各号に定める額に10分の1を乗じた額</u> ）とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。
(削る)	(1) <u>総合取引資格を取得する場合は、1億円</u> (2) <u>国債先物等取引資格を取得する場合は、3千万円</u> (3) <u>指数先物等取引資格を取得する場合は、1千万円</u> (4) <u>有価証券オプション取引資格を取得する場合は、1千万円</u>
(削る)	
(削る)	
(削る)	
2 取引参加者規程第33条の2第4項に規定する金銭の額は、前項に規定する入会金の額から、取引資格を取得した際に当取引所に納入した入会金の額を控除した額とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。	2 取引参加者規程第33条の2第4項に規定する金銭の額は、前項 <u>各号</u> に規定する入会金の額から、取引資格を取得した際に当取引所に納入した入会金の額を控除した額とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。
(取引参加料金) 第3条 取引参加者規程第11条に規定する取引参加料金は、基本料、取引料、アクセス料 <u>及び</u> 売買システム施設利用料とする。	(取引参加料金) 第3条 取引参加者規程第11条に規定する取引参加料金は、基本料、取引料、アクセス料、 <u>売買システム施設利用料、ギブアップ手数料及び移管取引料</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 取引料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における <u>有価証券の売買</u> について、 <u>売買代金</u> 又は <u>売買数量</u> （以下「取引料の算出の基準」という。）に取引料率を乗じて算出した額の総額とし、 <u>有価証券の売買</u> に係る取引料の算出の基	3 取引料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における <u>次の各号に掲げる取引</u> について、 <u>当該各号に定める売買代金等</u> （以下「取引料の算出の基準」という。）に取引料率を乗じて算出した額の総額とし、 <u>第1号に掲げる取引</u> に係る

準及び取引料率は別表第2に定めるとおりとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における株券等（内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券をいう。以下同じ。）の売買に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。

(削る)

取引料の算出の基準及び取引料率並びに第2号から第6号までに掲げる取引に係る取引料率は、当該取引の対象ごとに、別表第2に定めるとおりとする。

(1) 有価証券の売買（第4号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の売買を除く。）

売買代金又は売買数量

(2) 国債証券先物取引（第5号に掲げる取引における権利行使により成立するものを含み、移管取引により成立するものを除く。）

取引数量及び受渡決済数量

(3) 指数先物取引（移管取引により成立するものを除く。）

取引数量

(4) 有価証券オプション取引
取引数量

(5) 国債証券先物オプション取引
取引数量

(6) 指数オプション取引
取引数量

4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における次の各号に掲げる取引に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。

(1) 内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を

	<p>含む。)、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下「<u>株券等</u>」という。)の売買</p> <p>(2) 国債証券先物取引</p> <p>(3) 指数先物取引</p>
5 売買システム施設利用料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における <u>株券等の売買</u> について、各取引参加者が利用する売買システム施設の種類の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第4に定めるとおりとする。	<p>5 売買システム施設利用料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における<u>次の各号に掲げる取引</u>について、各取引参加者が利用する売買システム施設の種類の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>株券等の売買</u> (売買立会による売買に限る。)</p> <p>(2) <u>国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引</u></p> <p>(3) <u>株券等の売買</u> (売買立会によらない売買 (ストラテジー取引により成立する売買を除く。) に限る。)</p>
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	<p>6 ギブアップ手数料の額は、当取引所市場における次の各号に掲げる取引について、清算執行取引参加者において、ギブアップの成立により発生した当該取引の売付け及び買付けに係る取引単位の数量に応じて定める額とし、当該額は別表第5に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>国債証券先物取引</u></p> <p>(2) <u>指数先物取引</u></p> <p>(3) <u>有価証券オプション取引</u></p> <p>(4) <u>国債証券先物オプション取引</u></p> <p>(5) <u>指数オプション取引</u></p>
(削る)	<p>7 移管取引料の額は、移管取引により成立した各取引参加者の当取引所の市場における国債証券先物取引及び指数先物取引の売付け及び買付けに係る取引単位の数量に応じて定める額とし、当該額は別表6に定めるとおりとする。</p>

(削る)

8 第3項及び前項に規定する「移管取引」とは、
国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第14条の3第2項及び指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第2項に規定する移管取引をいい、第5項に規定する「ストラテジー取引」とは、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第8条第1項第2号に掲げるストラテジー取引をいい、第6項に規定する「清算執行取引参加者」とは、国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第24条第4項、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第29条第4項、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第34条第4項、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第33条第4項又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第34条第4項に規定する清算執行取引参加者をいい、「ギブアップ」とは、国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第24条第2項、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第29条第2項、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第34条第2項、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第33条第2項又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第34条第2項に規定するギブアップをいう。

6 第1項に規定する取引参加料金の当取引所への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、基本料及び売買システム施設利用料については当月分を、取引料及びアクセス料については前月分を、消費

9 第1項に規定する取引参加料金の当取引所への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、基本料及び売買システム施設利用料については当月分を、取引料、アクセス料、ギブアップ手数料及び移管

税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

取引料については前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

(削る)

(マーケットメイカーに指定された取引参加者に対する取引料の割引)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、当取引所は、マーケットメイカーとして指定（国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「国債証券先物特例施行規則」という。）第9条の6第2項、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数先物特例施行規則」という。）第9条の7第2項、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「有価証券オプション特例施行規則」という。）第13条の6第2項、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「国債証券先物オプション特例施行規則」という。）第10条の6第2項又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数オプション特例施行規則」という。）第10条の6第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。）を受けた取引参加者に対して、その役割（国債証券先物特例施行規則第9条の6第3項、指数先物特例施行規則第9条の7第3項、有価証券オプション特例施行規則第13条の6第3項、国債証券先物オプション特例施行規則第10条の6第3項又は指数オプション特例施行規則第10条の6第3項に定める役割をいう。）の充足状況に応じて、当取引所が別に定めるところにより取引料の割引又は割戻しを行う。

（取引料率の臨時変更等）

(削る)

第3条の3 前2条の規定にかかわらず、当取引所は、市場の活性化のために必要があると認められる場合は、当取引所が定めるところにより、一定の期間において、第3条第3項第2号から第6号までに掲げる取引に係る取引料率を変更し、又は取引料の割戻しをすることができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(外国ETF等サポート・メンバーに指定された取引参加者に対する取引料の割戻し)

第3条の2 (略)

(取消料)

第3条の3 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。

(1) 株券等（JASDAQ（有価証券上場規程第103条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。）に上場する株券等（出資証券を除く。次号において同じ。）を除く。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 万分の0.29

(1)の2 JASDAQに上場する株券等の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 万分の1.92

(2) 売買立会による売買（立会外分売及び

(外国ETF等サポート・メンバーに指定された取引参加者に対する取引料の割戻し)

第3条の4 (略)

(取消料)

第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。

(1) 株券等（JASDAQ（有価証券上場規程第103条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。）に上場する株券等（出資証券を除く。次号において同じ。）を除く。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 万分の0.29

(1)の2 JASDAQに上場する株券等の売買立会による売買（立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 万分の1.92

(2) 売買立会による売買（立会外分売、自

自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。) 及び終値取引による売買以外の株券等の売買 万分の 0. 0 6

(3) ~ (5) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 (略)

(取引参加者保証金の額)

第4条 取引参加者規程第13条第1項に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。) 及び終値取引による売買以外の株券等の売買 万分の 0. 0 6

(3) ~ (5) (略)

(6) 国債証券先物取引(ラージ取引に限る。)

1取引単位につき 9 5 円

(7) 国債証券先物取引(ミニ取引に限る。)

1取引単位につき 2 0 円

(8) 東証株価指数先物取引(ラージ取引に限る。)、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引 1取引単位につき 5 5 円

(9) 東証株価指数先物取引(ミニ取引に限る。)、S & P / T O P I X 1 5 0 先物取引、T O P I X C o r e 3 0 先物取引及び東証 R E I T 指数先物取引 1取引単位につき 7 円

(10) 日経平均・配当指数先物取引、T O P I X 配当指数先物取引及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数先物取引 1取引単位につき 4 0 円

(11) 有価証券オプション取引 1取引単位につき 1 0 円

(12) 国債証券先物オプション取引 1取引単位につき 4 0 円

(13) 指数オプション取引 1取引単位につき 4 0 円

2 (略)

(取引参加者保証金の額)

第4条 取引参加者規程第13条第1項に規定する取引参加者保証金の額は、取引参加者の有する取引資格ごとに次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) (略)

(2) 当取引所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加料金のうち取引料及びアクセス料の平均月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、各取引参加者の取引料及びアクセス料の平均月額）の2か月分の合計額

2 前項の規定にかかわらず、新たに取引資格を取得した場合で、取引参加者規程第5条第5項に規定する取引参加者保証金の充当を行ったときの当該取得日の属する事業年度の取引参加者保証金の額は、取引資格を喪失した取引参加者の取引資格喪失時の取引参加者保証金の額とする。

（削る）

（削る）

3 (略)

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第5条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(1) (略)

(2) 当取引所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加料金のうち当該取引資格の種類に係る取引についての取引料、アクセス料、ギブアップ手数料及び移管取引料の平均月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、当該取引資格を有する各取引参加者の当該取引資格の種類に係る取引についての取引料、アクセス料、ギブアップ手数料及び移管取引料の平均月額）の2か月分の合計額

2 前項の規定にかかわらず、新たに取引資格を取得した場合で、次の各号に掲げる場合に該当するときの当該取得日の属する事業年度の取引参加者保証金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 取引参加者規程第5条第5項に規定する取引参加者保証金の充当を行った場合（総合取引参加者以外の者が総合取引資格を取得した場合及び取引資格を追加して取得した場合を除く。）

取引資格喪失時の取引参加者保証金の額

(2) 取引参加者規程第5条第6項に規定する取引参加者保証金の充当を行った場合
取引資格を喪失した取引参加者の取引資格喪失時の取引参加者保証金の額

3 (略)

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第5条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現物取引参加者であって、施行日に取引資格を取得した者の平成25年度における取引参加者保証金の額は、平成25年7月16日改正付則第2項の規定により算出した額とする。
- 4 改正前の別表第1第1項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日に総合取引参加者である者については、施行日の属する月（以下「開始月」という。）の基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 開始月の前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）を行なった場合 50万円に、開始月の前月の当取引所の市場における立会による取引において国債証券先物取引に係る注文を行なった場合は20万円を、開始月の前月の当取引所の市場における立会による取引において指数先物取引に係る注文を行なった場合は30万円を、それぞれ施行日の前日までの日割をもって計算した額を加算した額
 - (2) 開始月の前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株

券等に係る注文を行わなかった場合

40万円に、開始月の前月の当取引所の市場における立会による取引において国債証券先物取引に係る注文を行なった場合は20万円を、開始月の前月の当取引所の市場における立会による取引において指数先物取引に係る注文を行なった場合は30万円を、それぞれ施行日の前日までの日割をもって計算した額を加算した額

5 改正前の第3条第3項各号に掲げる取引（同項第1号に掲げる取引については、ストラテジ一取引により成立する売買に限る。）についての開始月の取引料の額は、同項及び改正前の別表第2に定めるとおり算出する。ただし、東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引に係る取引料については、同別表第2中「100,000単位」とあるのは「100,000単位に、開始月の初日から施行日の前日までの日数を開始月の全日数で除した値を乗じた単位」と、「300,000単位」とあるのは「300,000単位に、開始月の初日から施行日の前日までの日数を開始月の全日数で除した値を乗じた単位」として算出した額とする。

6 改正前の第3条の2及び第3条の3の規定は、開始月において、なおその効力を有する。

7 改正前の別表第4第1項第2号の規定に係る売買システム施設利用料の額は、開始月については、施行日の前日までの日割をもって算出する。

8 施行日の前日までのアクセス料、ギブアップ手数料、移管取引料及び取消料は、改正前の第3条第4項及び別表第3、第3条第6項及び別表第5、第3条第7項及び別表6並びに第3条の5に定めるとおり算出する。

- 9 第4項から前項までの規定により算出した料金の当取引所への納入の日は、開始月の翌月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。
- 10 第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年度における取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 当取引所の平成25年度の最終月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文を行なった場合
50万円に、当取引所の平成25年度末における当該取引参加者の取引参加料金のうち改正後の別表第4第1項の規定に係る売買システム施設利用料の月額の1か月分と、当取引所の平成25年度における当該取引参加者の取引参加者料金のうち有価証券の売買に係る取引料及びアクセス料の平均月額の2か月分の合計額を加算した額
- (2) 当取引所の平成25年度の最終月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文を行なわなかった場合
40万円に、当取引所の平成25年度末における当該取引参加者の取引参加料金のうち改正後の別表第4第1項の規定に係る売買システム施設利用料の月額の1か月分と、当取引所の平成25年度における当該取引参加者の取引参加者料金のうち有価証券の売買に係る取引料及びアクセス料の平均月額の2か月分の合計額を加算した額
- 11 第2項から前項までの規定のほか、施行日における取扱いその他必要な事項については、当取引所が別に定めるところによる。

別表第1

基本料の額

1 総合取引参加者の基本料の額（月額）は、40万円とする。ただし、当該総合取引参加者が前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）を行なった場合には、50万円とする。

2 (略)

別表第2

取引料の算出の基準及び取引料率

取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

(削る)	取引対象の区分	算出の基準	取引料率
(削る)	株券等（内国）売買	売買立会による売	

別表第1

基本料の額

1 基本料の額（月額）は、次のとおりとする。

(1) 総合取引参加者 90万円

ただし、各総合取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除し、次のcに掲げる場合には、当該cに定める額を加算した額とする。

a 前月の当取引所の市場における取引立会による取引において、国債証券先物取引に係る注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）を行なわなかった場合 20万円

b 前月の当取引所の市場における立会による取引において、指数先物取引に係る注文を行なわなかった場合 30万円

c 前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文を行なった場合 10万円

(2) 現物取引参加者 40万円

ただし、各現物取引参加者が、前号cに掲げる場合には、当該cに定める額を加算した額とする。

(3) 国債先物等取引参加者 20万円

(4) 指数先物等取引参加者 30万円

(5) 有価証券オプション取引参加者 0円

2 (略)

別表第2

取引料の算出の基準及び取引料率

取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率
有価証券の売	株券等（内）売買	売買立会による売	

株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。）（ＪＡＳＤＡＱに上場する株券等（出資証券を除く。以下同じ。）を除く。）	代金	買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）の市場内における月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち（1）200億円以下の金額につき	0 (2) 200億円を超える2,000億円以下の金額につき
		標準料率に	標準料率に

	0.90を乗じて得た値 (3) 2,000億円を超える1兆円以下の金額につき 標準料率に1.00を乗じて得た値 (4) 1兆円を超える1兆5,000億円以下の金額につき 標準料率に0.80を乗じて得た値 (5) 1兆5,000億円を超える金額につき 標準料率に0.70を乗じて得た値 売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）以外の売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の		0.90を乗じて得た値 (3) 2,000億円を超える1兆円以下の金額につき 標準料率に1.00を乗じて得た値 (4) 1兆円を超える1兆5,000億円以下の金額につき 標準料率に0.80を乗じて得た値 (5) 1兆5,000億円を超える金額につき 標準料率に0.70を乗じて得た値 売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）以外の売買の市場内における売付代金及び買付代金の
--	---	--	---

						合計額の
						万円の 0. 06
J A S D A	売買代金	売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）の市場内における月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち	J A S D A	売買代金	売買立会による売買（立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）の市場内における月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち	万円の 0. 06
		(1) 5 億円以下の金額につき			(1) 5 億円以下の金額につき	0
		0				0
		(2) 5 億円を超える 100 億円以下の金額につき			(2) 5 億円を超える 100 億円以下の金額につき	万円の 1. 728
		万円の 1. 728				万円の 1. 728
		(3) 100 億円を超える 1, 000 億円以下の金額につき			(3) 100 億円を超える 1, 000 億円以下の金額につき	万円の 1. 920
		万円の 1. 920				万円の 1. 920
		(4) 1, 000 億円を超える 1, 500 億円以下の金額につき			(4) 1, 000 億円を超える 1, 500 億円以下の金額につき	万円の 0. 06
		万円の 0. 06				万円の 0. 06

			万分の 1. 536 (5) 1, 50 0 億円を超える 金額につき 万分の 1. 344 売買立会による売 買（立会外分売及 び自己株式立会外 買付取引により成 立する売買を含 む。）及び終値取 引による売買（そ れぞれの売買に係 る過誤訂正等のた めの売買を含む。） 以外の売買の市場 内における売付代 金及び買付代金の 合計額の 万分の 0. 06			万分の 1. 536 (5) 1, 50 0 億円を超える 金額につき 万分の 1. 344 売買立会による売 買（立会外分売及 び自己株式立会外 買付取引及びストラ テジー取引により 成立する売買を含 む。）及び終値取 引による売買（そ れぞれの売買に係 る過誤訂正等のた めの売買を含む。） 以外の売買の市場 内における売付代 金及び買付代金の 合計額の 万分の 0. 06	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	国債証券先物 取引（ラージ 取引に限る。）	国債証券の 標準物	取引 数量 及び 受渡 決済 数量	国債証券先物取引 (国債証券先物才 プローション取引の権 利行使及び権利行 使の割当てにより 成立するものを除 く。）の新規の売 付け若しくは新規 の買付け又は転売 若しくは買戻し

							清算執行取引参加者においてはギブアップの成立により発生する売付け又は買付けを除く。) ごとに 1取引単位につき 20円
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	東証株価指数 先物取引 (ラ ージ取引に限 る。) 、東証 電気機器株価 指数先物取 引、東証輸送 用機器株価指 数先物取引及 び東証銀行業 株価指数先物 取引	東証株価指 数、東証電 気機器株価 指数、東証 輸送用機器 株価指数及 び東証銀行 業株価指数	取引 数量	指標先物取引の新 規の売付け、新規 の買付け、転売及 び買戻し (注文執 行取引参加者にお いてはギブアップ の成立により消滅 する売付け又は買 付けを含み、清算 執行取引参加者に おいてはギブアップ の成立により発 生する売付け又は 買付けを除く。) ごとに (1) 100, 000 単位以下の取 引数量につき 1取引単位につき 55円 (2) 100, 000 単位を超 え 300, 00 0 単位以下の取 引数量につき 1取引単位につき 35円

(3) 300,
000単位を超
 える取引数量に
つき
1取引単位に
つき20円

(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	東証株価指数 先物取引（ミ ニ取引に限 る。）、S & P/TOP X150先物 取引、TOP IX_Cor e30先物取 引及び東証 REIT指 数	東証株価指 数、S & P /TOP X150、 TOPIX Core3 0及び東証 REIT指 数	取引 数量	指 規の売付け、新規 の買付け、転売及 び買戻し（注文執 行取引参加者にお いてはギブアップ の成立により消滅 する売付け又は買 付けを含み、清算 執行取引参加者に おいてはギブアップ の成立により発 生する売付け又は 買付けを除く。） ごとに <u>1</u> 取引単位につ き7円
------	------	----------	------	--	--	----------	--

(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	日経平均・配 当指數先物取 引、TOP X配当指數先 物取引及びT OPIX_C ore30配 当指數先物取 引	日経平均・ 配当指數、 TOPIX 配当指數及 びTOP IX_C ore30配 当指數先物取 引	取引 数量	指 規の売付け、新規 の買付け、転売及 び買戻し（注文執 行取引参加者にお いてはギブアップ の成立により消滅 する売付け又は買 付けを含み、清算 執行取引参加者に おいてはギブアップ の成立により発 生する売付け又は
------	------	----------	------	--	---	----------	---

(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	有価証券オプ ション取引	有価証券オ プション	取引 数量	買付けを除く。) ごとに (1) 5, 00 0単位以下の取 引数量につき 1取引単位に つき40円 (2) 5, 00 0単位超の取引 数量につき 1取引単位に つき20円
(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	国債証券先物 オプション取 引	国債証券先 物オプショ ン	取引 数量	国債証券先物オプ ション取引の新規 の売付け、新規の 買付け、転売及び 買戻し(注文執行 取引参加者におい てはギブアップの成 立により発生する 売付け又は買付け を除く。) ごとに 1取引単位につ き10円

(削る)

(削る)

(削る)

3. 標準料率は、当取引所の市場における株券等（JASDAQに上場する株券等を除く。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）について、当月の売付代金及び買付代金の合計額（以下「総売買代金」という。）を基準にして、次に定める料率とする。

（1）・（2）（略）

4. （略）

別表第3

アクセス料の額

アクセス料の額（月額）は、次の各号に掲げる

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例並びに清算・決済規程において定めるところによる。

5. 有価証券オプション取引に係る用語
の意義は、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例並びに清算・決済規程において定めるところによる。

6. 国債証券先物オプション取引に係る用語
の意義は、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例並びに清算・決済規程において定めるところによる。

7. 指数オプション取引に係る用語
の意義は、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例並びに清算・決済規程において定めるところによる。

8. 標準料率は、当取引所の市場における株券等（JASDAQに上場する株券等を除く。）の売買立会による売買（立会外分売、自己株式買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）について、当月の売付代金及び買付代金の合計額（以下「総売買代金」という。）を基準にして、次に定める料率とする。

（1）・（2）（略）

9. （略）

別表第3

アクセス料の額

アクセス料の額（月額）は、次の各号に定める

<p>売買の区分に従い、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 売買立会による売買（次号に掲げる売買を除く。）</p> <p>各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）の件数について</p> <table border="1" data-bbox="219 579 770 2041"> <thead> <tr> <th>注文の件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万件以下の場合</td><td>40万円</td></tr> <tr> <td>10万件を超え20万件以下の場合</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>20万件を超え30万件以下の場合</td><td>90万円</td></tr> <tr> <td>30万件を超え50万件以下の場合</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>50万件を超え100万件以下の場合</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>100万件を超え200万件以下の場合</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>200万件を超え300万件以下の場合</td><td>520万円</td></tr> <tr> <td>300万件を超え400万件以下の場合</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>400万件を超え500万件以下の場合</td><td>660万円</td></tr> <tr> <td>500万件を超え1,000万件以下の場合</td><td>710万円</td></tr> <tr> <td>1,000万件を超える場合</td><td>760万円に500万件を超えるごとに50万円を加算して算出した額</td></tr> </tbody> </table>	注文の件数	金額	10万件以下の場合	40万円	10万件を超え20万件以下の場合	60万円	20万件を超え30万件以下の場合	90万円	30万件を超え50万件以下の場合	150万円	50万件を超え100万件以下の場合	250万円	100万件を超え200万件以下の場合	400万円	200万件を超え300万件以下の場合	520万円	300万件を超え400万件以下の場合	600万円	400万件を超え500万件以下の場合	660万円	500万件を超え1,000万件以下の場合	710万円	1,000万件を超える場合	760万円に500万件を超えるごとに50万円を加算して算出した額	<p>額の合計額とする。</p> <p>(1) 株券等の売買</p> <p>次のaからcまでに掲げる売買の区分に従い、当該aからcまでに定める額とする。</p> <p>a. 売買立会による売買（次b.に掲げる売買を除く。）</p> <p>各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）の件数について</p> <table border="1" data-bbox="886 842 1437 1830"> <thead> <tr> <th>注文の件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万件以下の場合</td><td>40万円</td></tr> <tr> <td>10万件を超え20万件以下の場合</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>20万件を超え30万件以下の場合</td><td>90万円</td></tr> <tr> <td>30万件を超え50万件以下の場合</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>50万件を超え100万件以下の場合</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>100万件を超え200万件以下の場合</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>200万件を超え300万件以下の場合</td><td>520万円</td></tr> <tr> <td>300万件を超え400万件以下の場合</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>400万件を超え500万件以下の場合</td><td>660万円</td></tr> <tr> <td>500万件を超え1,000万件以下の場合</td><td>710万円</td></tr> </tbody> </table>	注文の件数	金額	10万件以下の場合	40万円	10万件を超え20万件以下の場合	60万円	20万件を超え30万件以下の場合	90万円	30万件を超え50万件以下の場合	150万円	50万件を超え100万件以下の場合	250万円	100万件を超え200万件以下の場合	400万円	200万件を超え300万件以下の場合	520万円	300万件を超え400万件以下の場合	600万円	400万件を超え500万件以下の場合	660万円	500万件を超え1,000万件以下の場合	710万円
注文の件数	金額																																														
10万件以下の場合	40万円																																														
10万件を超え20万件以下の場合	60万円																																														
20万件を超え30万件以下の場合	90万円																																														
30万件を超え50万件以下の場合	150万円																																														
50万件を超え100万件以下の場合	250万円																																														
100万件を超え200万件以下の場合	400万円																																														
200万件を超え300万件以下の場合	520万円																																														
300万件を超え400万件以下の場合	600万円																																														
400万件を超え500万件以下の場合	660万円																																														
500万件を超え1,000万件以下の場合	710万円																																														
1,000万件を超える場合	760万円に500万件を超えるごとに50万円を加算して算出した額																																														
注文の件数	金額																																														
10万件以下の場合	40万円																																														
10万件を超え20万件以下の場合	60万円																																														
20万件を超え30万件以下の場合	90万円																																														
30万件を超え50万件以下の場合	150万円																																														
50万件を超え100万件以下の場合	250万円																																														
100万件を超え200万件以下の場合	400万円																																														
200万件を超え300万件以下の場合	520万円																																														
300万件を超え400万件以下の場合	600万円																																														
400万件を超え500万件以下の場合	660万円																																														
500万件を超え1,000万件以下の場合	710万円																																														

500万件を超える場合 710万円
0万件以下の場合
1,000万件を超える場合 760万円に
500万件を
超えるごとに
50万円を加
算して算出し
た額

(2) JASDAQに上場する株券等の売買立会による売買

各取引参加者のJASDAQに上場する株券等の売買立会による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>0件の場合</u>	<u>0円</u>
<u>0件を超える2千件以下の場合</u>	<u>2万円</u>
<u>2千件を超える5千件以下の場合</u>	<u>6万円</u>
<u>5千件を超える1万件以下の場合</u>	<u>12万円</u>
<u>1万件を超える2万件以下の場合</u>	<u>25万円</u>
<u>2万件を超える5万件以下の場合</u>	<u>55万円</u>
<u>5万件を超える10万件以下の場合</u>	<u>100万円</u>
<u>10万件を超える20万件以下の場合</u>	<u>190万円</u>
<u>20万件を超える30万件以下の場合</u>	<u>270万円</u>
<u>30万件を超える40万件以下の場合</u>	<u>340万円</u>
<u>40万件を超える場合</u>	<u>400万円</u>

b. JASDAQに上場する株券等の売買立会による売買

各取引参加者のJASDAQに上場する株券等の売買立会による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>0件の場合</u>	<u>0円</u>
<u>0件を超える2千件以下の場合</u>	<u>2万円</u>
<u>2千件を超える5千件以下の場合</u>	<u>6万円</u>
<u>5千件を超える1万件以下の場合</u>	<u>12万円</u>
<u>1万件を超える2万件以下の場合</u>	<u>25万円</u>
<u>2万件を超える5万件以下の場合</u>	<u>55万円</u>
<u>5万件を超える10万件以下の場合</u>	<u>100万円</u>
<u>10万件を超える20万件以下の場合</u>	<u>190万円</u>
<u>20万件を超える30万件以下の場合</u>	<u>270万円</u>
<u>30万件を超える40万件以下の場合</u>	<u>340万円</u>
<u>40万件を超える場合</u>	<u>400万円</u>

(3) 单一銘柄取引及びバスケット取引による売買

各取引参加者の单一銘柄取引及びバスケット取引による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>2千件以下の場合</u>	<u>0円</u>
<u>2千件を超える3千件以下の場合</u>	<u>10万円</u>
<u>3千件を超える5千件以下の場合</u>	<u>20万円</u>
<u>5千件を超える1万件以下の場合</u>	<u>30万円</u>
<u>1万件を超える2万件以下の場合</u>	<u>40万円</u>
<u>2万件を超える3万件以下の場合</u>	<u>50万円</u>
<u>3万件を超える5万件以下の場合</u>	<u>60万円</u>
<u>5万件を超える10万件以下の場合</u>	<u>90万円</u>
<u>10万件を超える20万件以下の場合</u>	<u>120万円</u>
<u>20万件を超える30万件以下の場合</u>	<u>150万円</u>
<u>30万件を超える50万件以下の場合</u>	<u>200万円</u>
<u>50万件を超える100万件以下の場合</u>	<u>250万円</u>
<u>100万件を超える場合</u>	<u>280万円に50万件を超えるごとに30万円を加算して算出した額</u>

c. 单一銘柄取引及びバスケット取引による売買

各取引参加者の单一銘柄取引及びバスケット取引による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>2千件以下の場合</u>	<u>0円</u>
<u>2千件を超える3千件以下の場合</u>	<u>10万円</u>
<u>3千件を超える5千件以下の場合</u>	<u>20万円</u>
<u>5千件を超える1万件以下の場合</u>	<u>30万円</u>
<u>1万件を超える2万件以下の場合</u>	<u>40万円</u>
<u>2万件を超える3万件以下の場合</u>	<u>50万円</u>
<u>3万件を超える5万件以下の場合</u>	<u>60万円</u>
<u>5万件を超える10万件以下の場合</u>	<u>90万円</u>
<u>10万件を超える20万件以下の場合</u>	<u>120万円</u>
<u>20万件を超える30万件以下の場合</u>	<u>150万円</u>
<u>30万件を超える50万件以下の場合</u>	<u>200万円</u>
<u>50万件を超える100万件以下の場合</u>	<u>250万円</u>
<u>100万件を超える場合</u>	<u>280万円に50万件を超えるごとに30万円を加算して算出した額</u>

(2) 国債証券先物取引

各取引参加者の取引立会による新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る月間の注文件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>1千件以下の場合</u>	<u>0円</u>
<u>1千件を超える場合</u>	<u>10万円</u>

(3) 指数先物取引

各取引参加者の立会による新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>1千件以下の場合</u>	<u>0円</u>
<u>1千件を超える場合</u>	<u>10万円</u>

別表第4

売買システム施設利用料の額

1 売買システム施設利用料の額（月額）は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) (略)

(削る)

別表第4

売買システム施設利用料の額

1 売買システム施設利用料の額（月額）は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) (略)

(2) 国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引

各取引参加者が当該取引に利用する売買システム施設について、次のa及びbに掲げる売買システム施設の種類に応じて、当該a及びbに定める額とする。

a 取引ID

次の(a)及び(b)に掲げる取引IDの種類に応じて、当該(a)及び(b)に定める額とする。

(a) 標準取引ID、マーケットメイカーユ用取引ID、相場情報受信用取引ID及び管理用取引ID

すべての取引IDを合わせて4取引IDまで0円、4取引IDを超える部分につき1取引ID当たり4千円として算出

	<p><u>した額</u></p> <p><u>(b) 高頻度取引用取引ID</u></p> <p><u>1取引ID当たり12千円として算出した額</u></p> <p><u>b 取引参加者ゲートウェイ</u></p> <p><u>次の(a)及び(b)に掲げる取引参加者ゲートウェイの種類に応じて、当該(a)及び(b)に定める額とする。</u></p> <p><u>(a) 共用ゲートウェイ</u></p> <p><u>イ マーケットメイカーに指定された取引参加者(恒常に売呼値及び買呼値を提示する役割を担うマーケットメイckerのことをいう。以下この号において同じ。)</u></p> <p><u>1台当たり80千円として算出した額</u></p> <p><u>ロ 前イに掲げる取引参加者以外の取引参加者</u></p> <p><u>1台まで0円、1台を超える部分につき1台当たり80千円として算出した額</u></p> <p><u>(b) 専用ゲートウェイ</u></p> <p><u>イ マーケットメイカーに指定された取引参加者</u></p> <p><u>1台まで0円、1台を超える部分につき1台当たり20万円として算出した額</u></p> <p><u>ロ 前イに掲げる取引参加者以外の取引参加者</u></p> <p><u>1台当たり20万円として算出した額</u></p> <p><u>(3) 株券等の売買(売買立会によらない売買に限る。)</u></p> <p><u>各取引参加者が当該取引に利用するシステム間接続仮想サーバについて、2サーバまで</u></p>
--	---

0円、2サーバを超える部分につき1サーバ当たり8千円として算出した額とする。

2・3 (略)

(注)

(略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

0円、2サーバを超える部分につき1サーバ当たり8千円として算出した額とする。

2・3 (略)

(注)

1. (略)

2. 取引参加者端末サーバとは、当取引所が、各取引参加者に提供するものであって、各取引参加者が当取引所の市場における注文の送信、通知の受信又は市場情報の取得を目的として、当取引所の売買系システムに接続するものをいう。

3. 取引参加者端末サーバ配下クライアント端末とは、取引参加者端末サーバに接続する売買用端末装置をいう。

4. 取引IDとは、国債証券先物特例施行規則第9条の2第3号、指数先物特例施行規則第9条の2第3号、国債証券先物オプション特例施行規則第10条の2第3号、有価証券オプション特例施行規則第13条の2第3号及び指数オプション特例施行規則第10条の2第3号に規定する取引IDをいい、標準取引IDとは、各銘柄に呼値を提示することができる標準的な取引IDをいい、マーケットメイカー用取引IDとは、マーケットメイク業務を行うことを目的として、複数の銘柄に売呼値及び買呼値を同時に提示することができる取引IDをいい、相場情報受信用取引IDとは、相場情報のみを取得することができる取引IDをいい、管理用取引IDとは、他の取引IDを管理することができる取引IDをいい、高頻度取引用取引IDとは、標準取引IDよりも高頻度に呼値を提示することができる取引IDをいう。

5. 取引参加者ゲートウェイとは、各取引参加者が、当取引所の市場における注文の送信、通知の受信及び市場情報の取得を目的として、当取

引所の売買システムに接続するために必要な当取引所が取引参加者に対して提供するゲートウェイをいう。また、複数の取引参加者で同一のゲートウェイを共用することを前提とするゲートウェイを共用ゲートウェイといい、一の取引参加者で専有するゲートウェイを専用ゲートウェイという。

(削る)

6. 恒常に売呼値及び買呼値を提示する役割を担うマーケットメイカーとは、国債証券先物特例施行規則第9条の6第3項第1号、指数先物特例施行規則第9条の7第3項第1号、有価証券オプション特例施行規則第13条の6第3項各号、国債証券先物オプション特例施行規則第10条の6第3項各号又は指数オプション特例施行規則第10条の6第3項各号に掲げる役割を担う取引参加者をいう。

(削る)

別表第5 ギブアップ手数料の額

ギブアップ手数料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券先物取引

次のa及びbに掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める額とする。

a ラージ取引

1取引単位につき5円

b ミニ取引

1取引単位につき50銭

(2) 指数先物取引

次のa及びbに掲げる指数先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める額とする。

a 東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引

1取引単位につき5円

b 東証株価指数先物取引（ミニ取引に限る。）、S&P/TOPIX150先物取引、TOPIX Core30先物取引、東証REIT指数先物取引、日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びTOPIX Core30配当指数先物取引

1取引単位につき50銭

(3) 有価証券オプション取引

1取引単位につき5円

(4) 国債証券先物オプション取引

1取引単位につき5円

(5) 指数オプション取引

1取引単位につき5円

(削る)

別表第6 移管取引料の額

移管取引料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引について、移管取引の成立により発生した売付け又は買付けごとに、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 国債証券先物取引

取引単位の数量に5円を乗じた額

(2) 指数先物取引

取引単位の数量に5円を乗じた額

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(指定の通知) 第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者に通知する。	(指定の通知) 第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者 <u>(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者、同条第3項に規定する現物取引参加者又は同条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。以下同じ。)</u> に通知する。
(規制措置等) 第4条 当取引所は、売買監理銘柄について、業務規程に基づき、 <u>売買</u> 又はその受託に関し必要な規制措置を行う。	(規制措置等) 第4条 当取引所は、売買監理銘柄について、業務規程又は有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例に基づき、 <u>売買</u> 等又はその受託に関し必要な規制措置を行う。
2 (略)	2 (略)
(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第7条 <u>有価証券の売買</u> に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該 <u>有価証券の売買</u> を行う者とみなしてこの規則を適用する。	(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第7条 <u>有価証券の売買等</u> に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該 <u>有価証券の売買等</u> を行う者とみなしてこの規則を適用する。
(削る)	(注) <u>有価証券オプション取引</u> に係る用語の意義は、 <u>有価証券オプション取引</u> に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。
付 則	
1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他	

やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の注文管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の市場における<u>有価証券の売買</u>（当取引所の定める売買立会による売買に限る。）に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の注文管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の市場における<u>有価証券の売買等</u>（当取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 裁定取引とは、指数先物取引に係る <u>約定数値</u> の水準と指数の水準の関係を利用して行う取引で、指数先物取引の売付け若しくは買付け又は最終決済を行うとともに、その取引契約金額に相当する額の銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が指数先物取引の対象である指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付け又は買付けを行う取引（これに準ずる取引で指数オプション取引を利用して行うものを含む。）をいう。	7 裁定取引とは、指数先物取引に係る <u>約定指数</u> の水準と指数の水準の関係を利用して行う取引で、指数先物取引の売付け若しくは買付け又は最終決済を行うとともに、その取引契約金額に相当する額の銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が指数先物取引の対象である指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付け又は買付けを行う取引（これに準ずる取引で指数オプション取引を利用して行うものを含む。）をいう。
(裁定取引に関する行為)	(裁定取引に関する行為)
第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。	第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。
(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券（新株予約権証券、無議決権株式(有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。)、議決権の少ない株式(同第205条第9号の2_bに掲げるものをいう。)及び優先株等(同第2条第90号に規定する優先株等をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数と	(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券（新株予約権証券、無議決権株式(有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。)、議決権の少ない株式(同第205条第9号の3_bに掲げるものをいう。)及び優先株等(同第2条第90号に規定する優先株等をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数と

の差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会終了時までに当該変動幅以内とならなかつた場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

(2) (略)

2～4 (略)

(注) 指数先物取引、有価証券オプション取引及び指数オプション取引に係る用語の意義は、株式会社大阪取引所の業務規程において定めるところによる。

(削る)

(削る)

の差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会終了時までに当該変動幅以内とならなかつた場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

(2) (略)

2～4 (略)

(注) 1. 指数先物取引に係る用語の意義は、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。

2. 有価証券オプション取引に係る用語の意義は、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。

3. 指数オプション取引に係る用語の意義は、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

仲介規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(仲介の申出) 第2条 取引参加者規程第44条第1項により仲介の申出を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した仲介申出書2通を当取引所に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 申出入の商号及び所在地 (3) 相手方の商号及び所在地 (4) ~ (6) (略) 2・3 (略)	(仲介の申出) 第2条 取引参加者規程第44条第1項により仲介の申出を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した仲介申出書2通を当取引所に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 申出入の商号 <u>又は</u> 名称及び所在地 (3) 相手方の商号 <u>又は</u> 名称及び所在地 (4) ~ (6) (略) 2・3 (略)
(答弁書の提出義務) 第5条 仲介申出につき、相手方が当取引所の仲介に応ずる場合は相手方は、第2条第3項の申出書の交付を受けた後、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した答弁書2通を作成し、当取引所に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 当事者の商号及び所在地 (3) ~ (6) (略) 2 (略)	(答弁書の提出義務) 第5条 仲介申出につき、相手方が当取引所の仲介に応ずる場合は相手方は、第2条第3項の申出書の交付を受けた後、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した答弁書2通を作成し、当取引所に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 当事者の商号 <u>又は</u> 名称及び所在地 (3) ~ (6) (略) 2 (略)
付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)	(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)
第6条 <u>非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させなければならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</u>	第6条 <u>現物非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させなければならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</u>
2 <u>非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、<u>指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</u></u>	2 <u>現物非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、<u>指定現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</u></u>
（1）～（6）（略）	（1）～（6）（略）
3 <u>非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日（決済日から起算して5日目の日が当該国債証券の利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合にあっては、当該利払期日の3日前（銀行休業日を除外する。）の日の前日までの日又は当該利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）のいずれかの日</u>	3 <u>現物非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日（決済日から起算して5日目の日が当該国債証券の利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合にあっては、当該利払期日の3日前（銀行休業日を除外する。）の日の前日までの日又は当該利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）のいずれかの</u>

(休業日を除く。) に当該国債証券の引渡しを行わなければならない。

(削る)

日) (休業日を除く。) に当該国債証券の引渡しを行わなければならない。

4 国債先物等非清算参加者は、規程第37条の規定により受渡決済に係る国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、受渡決済期日から起算して5日目の日までの日に当該受渡決済に係る国債証券の引渡しを行わなければならない。

(経過利子の取扱いの区分)

(削る)

第8条 国債先物等非清算参加者は、規程第31条第2項の規定に基づき、当該国債先物等清算参加者の最終清算取次売建玉及び最終清算取次買建玉について、次に掲げる事項を指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。

(1) 経過利子を課税扱いとする数量

(2) 経過利子を非課税扱いとする数量については、自己分の数量及び顧客ごとに区分した委託分の数量

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第11条 第2条から前条までの規定は、取引参加者規程第2条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者について準用する。この場合において、第2条から第5条までの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者、同条第3項に規定する現物取引参加者又は同条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。）」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>I 総則</p> <p>2. 上場管理等に関する業務の遂行にあたっては、原則としてこのガイドラインによることとし、取引所金融商品市場が<u>有価証券の売買</u>を公正かつ円滑にし、及び投資者の保護に資するよう運営されるべきものであることを十分に踏まえ、個々の事案に応じた適切な業務運営に努めるものとする。</p>	<p>I 総則</p> <p>2. 上場管理等に関する業務の遂行にあたっては、原則としてこのガイドラインによることとし、取引所金融商品市場が<u>有価証券の売買等</u>を公正かつ円滑にし、及び投資者の保護に資するよう運営されるべきものであることを十分に踏まえ、個々の事案に応じた適切な業務運営に努めるものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき当取引所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき当取引所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 先物・オプション取引口座設定約諾書</u> <u>第14条第3項及び第16条</u></p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

To STN e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>第3章 国債証券先物取引に係るTo STN e T取引</u></p> <p><u>(国債証券先物To STN e T取引の値段)</u></p>
(削る)	<p><u>第20条 To STN e T特例第36条第3項に規定する当取引所が定める値段は、次項に規定する国債証券先物To STN e T取引の基準値段から当該基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1銭未満の場合にあっては、1銭）から、当該基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める値段とする。</u></p> <p><u>(1) ラージ取引に係るTo STN e T取引額面100円につき1銭の整数倍の値段</u></p> <p><u>(2) ミニ取引に係るTo STN e T取引5厘の整数倍の値段</u></p>
	<p><u>2 国債証券先物To STN e T取引の基準値段は、次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所が当該各号に定める値段を国債証券先物To STN e T取引の基準値段とすることが適当ないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。</u></p> <p><u>(1) 立会時（国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物特例」という。）第4条第1項に定める立会時をいう。次号において同じ。）</u></p> <p><u>その日の立会における国債証券先物取引の直前の基準参考価格（国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行</u></p>

規則（以下「国債証券先物特例施行規則」という。）第9条第4項に規定する基準参考価格をいう。以下この条において同じ。）とする。

(2) 立会時以外の時間帯

その日の立会における国債証券先物取引の直前の基準参考価格とする。ただし、午前立会における国債証券先物取引の立会開始時の約定値段が決定されるまでは、その日の立会における国債証券先物取引の基準値段（国債証券先物特例施行規則第9条第3項に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。）とする。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の呼値の効力)

(削る)

第21条 T o S T N e T 特例第36条第1項に規定する国債証券先物 T o S T N e T 取引の呼値は、同第37条第1項に定める国債証券先物 T o S T N e T 取引の各取引時間終了後に効力を失うものとする。ただし、同第41条の規定により国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止)

(削る)

第22条 T o S T N e T 特例第41条各号に掲げる場合の国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための国債証券先物 T o S T N e T 取引の承認申請)

(削る)

第23条 T o S T N e T 特例第42条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行う

ものとする。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の取消し)

(削る)

第24条 国債証券先物特例施行規則第7条の規定は、T o S T N e T 特例第43条第1項において準用する国債証券先物特例第6条の3第1項の規定による国債証券先物 T o S T N e T 取引の取消しについて準用する。この場合において、国債証券先物特例施行規則第7条中「国債証券先物特例第6条の3」とあるのは「T o S T N e T 特例第43条第1項において準用する国債証券先物特例第6条の3」と、「同第12条第1号」とあるのは「T o S T N e T 特例第41条第1号又は第2号」と、「同第45条」とあるのは「国債証券先物特例第45条」と読み替えるものとする。

(削る)

第4章 指数先物取引に係る T o S T N e T 取引

(指数先物 T o S T N e T 取引の値段)

(削る)

第25条 T o S T N e T 特例第52条第3項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に掲げる指数先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 指数先物 T o S T N e T 取引 (配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引を除く。)

次の a 及び b に定めるところによる。

a 次項又は第3項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に100分の5を乗じて算出した数値を減じて得た値段 (当該値段が0.1ポイント (ミニ取引にあっては、0.05ポイント) 未満の場合にあっては、0.1ポイント (ミニ取引にあっては、0.05ポイント)

ト)) から、当該基準値段に 100 分の 5 を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、次の (a) 及び (b) に掲げる指標先物 TOTSNT e T 取引の区分に従い、当該 (a) 及び (b) に定める値段

(a) 東証株価指標先物取引に係る指標先物 TOTSNT e T 取引

イ ラージ取引

0. 1 ポイントの整数倍の値段

ロ ミニ取引

0. 05 ポイントの整数倍の値段

(b) S&P/TOPPIX150 先物取引、東証電気機器株価指標先物取引、東証輸送用機器株価指標先物取引、東証銀行業株価指標先物取引、TOPPIX_C or e 30 先物取引及び東証REIT 指標先物取引に係る指標先物 TOTSNT e T 取引

0. 1 ポイントの整数倍の値段

b 前 a に定める値段のほか、次の (a) から (c) までに掲げる取引時間の区分に従い、当該 (a) から (c) までに定める値段で、0. 1 ポイント (ミニ取引にあっては、0. 05 ポイント) の整数倍の値段

(a) 午前 8 時 20 分から 9 時まで

前日の取引高加重平均価格 (前日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。) 又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(b) 午前 11 時 35 分から 11 時 45 分まで

前場の取引高加重平均価格 (当日の午前立会終了時における午前立会の取引高加重平均価格をいう。) 又は当該価格に

顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(c) 午後3時15分から4時まで及び午後4時20分から4時30分まで

後場の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午後立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当日の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(2) 配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引

次の a 及び b に掲げる指数先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段

a 日経平均・配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引

次項又は第3項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に100分の10を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が0.1円未満の場合にあっては、0.1円）から、当該基準値段に100分の10を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の0.1円の整数倍の値段

b T O P I X 配当指数先物取引及び T O P I X C o r e 3 0 配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引

次項又は第3項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に100分の10を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が0.01ボイント未満の場合にあっては、0.01ボイント）から、当該基準値段に100分の

10を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の0.01ポイントの整数倍の値段

2 指数先物T o S T N e T取引の基準値段は、次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所が当該各号に定める値段を指数先物T o S T N e T取引の基準値段とすることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(1) 立会時（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第5条第1項に定める立会時をいう。次号において同じ。）

その日の立会における指数先物取引の直前の基準参考価格（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数先物特例施行規則」という。）第9条第4項に規定する基準参考価格をいう。以下この条において同じ。）とする。

(2) 立会時以外の時間帯

その日の立会における指数先物取引の直前の基準参考価格とする。ただし、午前立会における指数先物取引の立会開始時の約定値段が決定されるまでは、その日の立会における指数先物取引の基準値段（指数先物特例施行規則第9条第3項に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に指数先物特例第15条の規定により立会による指数先物取引の停止が行われた限月取引に係る指数先物T o S T N e T取引の基準値段は、指数先物T o S T N e T取引（配当指数先物取引に係る指数先物T o S T N e T取引を除く。）にあっては、取引対象指数の直前の数値に基づき当取引所が定める方法により算

出する当該限月取引に係る理論価格とし、配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引にあっては、当取引所がその都度定める値段とする。

4 第1項第1号bに規定する取引高加重平均価格は、指数先物 T o S T N e T 取引の対象となる銘柄の立会による取引（指数先物特例第4条の2に規定するストラテジー取引を除く。）におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における取引高を乗じて得た額の合計額を当該取引高の合計数量で除して得た価格（小数点第2位（ミニ取引にあっては、小数点第3位）以下は四捨五入する。）として算出したものとする。

（指数先物 T o S T N e T 取引の呼値の効力）

（削る）

第26条 T o S T N e T 特例第52条第1項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の呼値は、同第53条第1項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の取引時間終了後に効力を失うものとする。ただし、同第57条の規定により指数先物 T o S T N e T 取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

（指数先物 T o S T N e T 取引の停止）

（削る）

第27条 T o S T N e T 特例第57条各号に掲げる場合の指数先物 T o S T N e T 取引の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

（過誤訂正等のための指数先物 T o S T N e T 取引の承認申請）

（削る）

第28条 T o S T N e T 特例第58条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行う

ものとする。

(指数先物 T o S T N e T 取引の取消し)

(削る)

第29条 指数先物特例施行規則第7条の規定

は、T o S T N e T 特例第59条第1項において準用する指数先物特例第10条の3第1項の規定による指数先物 T o S T N e T 取引の取消しについて準用する。この場合において、指数先物特例施行規則第7条中「指数先物特例第10条の3」とあるのは「T o S T N e T 特例第59条において準用する指数先物特例第10条の3」と、「同第15条第1号」とあるのは「T o S T N e T 特例第57条第1号又は第2号」と、「同第46条」とあるのは「指数先物特例第46条」と読み替えるものとする。

(削る)

第5章 有価証券オプション取引に係る T o S T N e T 取引

(有価証券オプション T o S T N e T 取引の値段)

(削る)

第30条 T o S T N e T 特例第68条第2項に規定する当取引所が定める値段は、次項又は第3項に規定する有価証券オプション T o S T N e T 取引の基準値段から次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定める値段に100分の5を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「有価証券オプション特例」という。）第15条第3項及び第4項に規定する呼値の単位の値段に満たない場合にあっては、当該呼値の単位の値段）から、当該各号に定める値段に100分の5を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、10銭（売買単位の数が奇数であ

る対象有価証券に係る有価証券オプション取引にあっては1円)の整数倍の値段とする。

(1) 立会時 (有価証券オプション特例第9条第1項に定める立会時をいう。以下この条において同じ。)

当日の立会における対象有価証券の直前の約定値段(呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示が行われているとき又は同第11条の規定により連續約定気配表示が行われているときは、当該特別気配値段又は当該連續約定気配値段)。ただし、当該直前の約定値段がない場合は、当日の立会における当該対象有価証券の基準値段(呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。次号において同じ。)とする。

(2) 立会時以外の時間帯

当日の立会における対象有価証券の最終の約定値段(呼値を行った時点の直前の立会(当日の立会に限る。)において呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連續約定気配表示された最終連續約定気配値段を含む。以下この号において同じ。)。ただし、当該最終の約定値段がない場合は、当日の立会における当該対象有価証券の基準値段とする。

2 有価証券オプションT o S T N e T取引の基準値段は、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則(以下「有価証券オプション特例施行規則」という。)第13条第3項に規定する基準理論価格とする。ただし、当取引所が当該基準理論価格を有価証券オプションT o S T N e T取引の基準値段とすることが適当ないと認めるときは、当取引所がその都度

定める値段とする。

3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に有価証券オプション特例第19条の規定により立会による有価証券オプション取引の停止が行われた銘柄に係る有価証券オプションT o S T N e T取引の基準値段は、当取引所がその都度定める値段とする。

(削る)

第31条 削除

(有価証券オプションT o S T N e T取引の呼値の効力)

(削る)

第32条 T o S T N e T特例第68条第1項に規定する有価証券オプションT o S T N e T取引の呼値は、同第69条第1項に規定する取引時間終了後に効力を失うものとする。ただし、同第73条の規定により有価証券オプションT o S T N e T取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(削る)

(有価証券オプションT o S T N e T取引の停止)
第33条 T o S T N e T特例第73条各号に掲げる場合の有価証券オプションT o S T N e T取引の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(削る)

(過誤訂正等のための有価証券オプションT o S T N e T取引の承認申請)
第34条 T o S T N e T特例第74条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(有価証券オプションT o S T N e T取引の取

消し)

(削る)

第35条 有価証券オプション特例施行規則第1

1条の2の規定は、T o S T N e T特例第75条において準用する有価証券オプション特例第14条の2第1項の規定による有価証券オプションT o S T N e T取引の取消しについて準用する。この場合において、有価証券オプション特例施行規則第11条の2中「有価証券オプション特例第14条の2」とあるのは「T o S T N e T特例第75条において準用する有価証券オプション特例第14条の2」と、「同第19条第2号」とあるのは「T o S T N e T特例第73条第1号又は第2号」と、「同第58条」とあるのは「有価証券オプション特例第58条」と読み替えるものとする。

(削る)

第6章 国債証券先物オプション取引に係るT o S T N e T取引

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の値段)

(削る)

第36条 T o S T N e T特例第84条第3項に規定する当取引所が定める値段は、次項又は第3項に規定する国債証券先物オプションT o S T N e T取引の基準値段から次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定める値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1銭未満の場合にあっては、1銭）から、当該各号に定める値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄の額面100円につき1銭の整数倍の値段とする。ただし、当取引所が当該各号に定める値段を基準として用いることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める。

(1) 権利行使対象先物限月取引の立会時(国債証券先物特例第4条第1項に定める立会時をいう。次号において同じ。)

その日の立会における権利行使対象先物限月取引の直前の基準参考価格(国債証券先物特例施行規則第9条第4項に規定する基準参考価格をいう。以下この条において同じ。)
とする。

(2) 権利行使対象先物限月取引の立会時以外の時間帯

その日の立会における権利行使対象先物限月取引の直前の基準参考価格とする。ただし、午前立会における権利行使対象先物限月取引の立会開始時の約定値段が決定されるまでは、その日の立会における当該権利行使対象先物限月取引の基準値段とする。

2 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の基準値段は、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則(以下「国債証券先物オプション特例施行規則」という。)第10条第2項に規定する基準理論価格とする。ただし、当取引所が当該理論価格を国債証券先物オプションT o S T N e T取引の基準値段とすることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に国債証券先物オプション特例第18条の規定により立会による国債証券先物オプション取引の停止が行われた銘柄に係る国債証券先物オプションT o S T N e T取引の基準値段は、当取引所がその都度定める値段とする。

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の呼値の効力)

第37条 T o S T N e T特例第84条第1項に

(削る)

規定する国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の呼値は、同第 85 条第 1 項に定める国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の各取引時間終了後に効力を失うものとする。ただし、同第 89 条の規定により国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の停止)

(削る)

第 38 条 T o S T N e T 特例第 89 条各号に掲げる場合の国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の承認申請)

(削る)

第 39 条 T o S T N e T 特例第 90 条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の取消し)

(削る)

第 40 条 国債証券先物オプション特例施行規則第 8 条の 2 の規定は、T o S T N e T 特例第 91 条において準用する国債証券先物オプション特例第 13 条の 2 第 1 項の規定による国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の取消しについて準用する。この場合において、国債証券先物オプション特例施行規則第 8 条の 2 中「国債証券先物オプション特例第 13 条の 2」とあるのは「T o S T N e T 特例第 91 条において準用する国債証券先物オプション特例第 13 条の 2」と、「同第 18 条第 1 号」とあるのは「T o S T N e T 特例第 89 条第 1 号又は第 2 号」

と、「同第50条」とあるのは「国債証券先物オプション特例第50条」と読み替えるものとする。

(削る)

第7章 指数オプション取引に係るToS TNT取引

(指数オプションTosTNT取引の値段)

(削る)

第41条 TosTNT特例第100条第3項
に規定する当取引所が定める値段は、次項又は第3項に規定する指数オプションTosTNT取引の基準値段から対象指数の直前の数値に100分の5を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が0.1ポイント未満の場合にあっては、0.1ポイント）から、対象指数の直前の数値に100分の5を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、0.1ポイントの整数倍の値段とする。

2 指数オプションTosTNT取引の基準値段は、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数オプション特例施行規則」という。）第10条第2項に規定する基準理論価格とする。ただし、当取引所が当該基準理論価格を指数オプションTosTNT取引の基準値段とすることが適当ないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）第18条の規定により立会による指数オプション取引の停止が行われた銘柄に係る指数オプションTosTNT取引の基準値段は、当取引所がその都度定める値段とする。

(削る)

(指数オプションT o S T N e T取引の呼値の効力)

第42条 T o S T N e T特例第100条第1項
に規定する指数オプションT o S T N e T取引の呼値は、同第101条第1項に定める指数オプションT o S T N e T取引の取引時間終了後に効力を失うものとする。ただし、同第105条の規定により指数オプションT o S T N e T取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(削る)

(指数オプションT o S T N e T取引の停止)

第43条 T o S T N e T特例第105条各号に掲げる場合の指数オプションT o S T N e T取引の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(削る)

(過誤訂正等のための指数オプションT o S T N e T取引の承認申請)

第44条 T o S T N e T特例第106条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(削る)

(指数オプションT o S T N e T取引の取消し)

第45条 指数オプション特例施行規則第8条の2の規定は、T o S T N e T特例第107条において準用する指数オプション特例第13条の2第1項の規定による指数オプションT o S T N e T取引の取消しについて準用する。この場合において、指数オプション特例施行規則第8条の2中「指数オプション特例第13条の2」とあるのは「T o S T N e T特例第107条において準用する指数オプション特例第13条の

2」と、「同第18条第1号」とあるのは「T
o S T N e T 特例第105条第1号又は第2
号」と、「同第55条」とあるのは「指数オプ
ション特例第55条」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。

国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (2) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い
- (3) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (4) 有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (5) 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (6) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

付 則

- 1 この規則は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行する。